

# **(仮) 愛西市 緑の基本計画**

## 目次

### **第1章 緑の基本計画について**

1-1 緑の基本計画とは.....	1
1-2 本市における「緑の基本計画」について.....	2
1-3 緑の重要性 .....	4

### **第2章 現況調査**

2-1 愛西市をとりまく環境.....	5
2-2 緑地現況調査.....	11
2-3 緑化調査.....	19
2-4 調査結果の解析・評価.....	22
2-5 課題 .....	25

### **第3章 緑の将来像**

3-1 緑の将来像 .....	29
3-2 緑の将来都市構造.....	30
3-3 計画の将来目標値（将来フレーム） .....	35

### **第4章 緑のまちづくりの方向性**

4-1 緑のまちづくりの基本理念.....	36
4-2 緑のまちづくりの基本方針 .....	37

### **第5章 緑のまちづくりの分野別方針と施策**

5-1 「愛西市らしい緑を守る」ための方針と施策内容 .....	41
5-2 「今ある緑を充実させる」ための方針と施策内容 .....	47
5-3 「市民とともに緑を創り出す」ための方針と施策内容 .....	53

## 第1章 緑の基本計画について

### 1-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき、各市町村が、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進について様々な取り組みを計画的に進めていくために定める総合的な計画です。緑の現状やまちづくりの方向、緑に対する市民意識やニーズ、社会情勢の変化などに即して策定します。

緑の基本計画には次のような特色があります。

#### ●市内のあらゆる緑・オープンスペースに関する総合的な計画

緑地の保全、樹木等の保全、公園等の整備、道路緑化、河川水路の緑化、学校緑化、住宅地の緑化、緑に関するイベントなど、緑・オープンスペースに関するあらゆる事柄について、今後の取り組みの方針を表すものとなります。

#### ●地域の特性に応じた創意ある計画

策定主体が市であるため、住民の意見を反映しながら、地域特性を活かした市独自のオリジナリティーあふれる計画を策定することができます。

#### ●公表が義務付けられた、実効性の高い計画

本計画の緑のまちづくりは、住民・事業者・行政などが一体となって行われることが不可欠なため、計画の公表が義務付けられています。目標や施策を公表することで、関係者間の連携・協力を促進することができます。

## 1-2 本市における「緑の基本計画」について

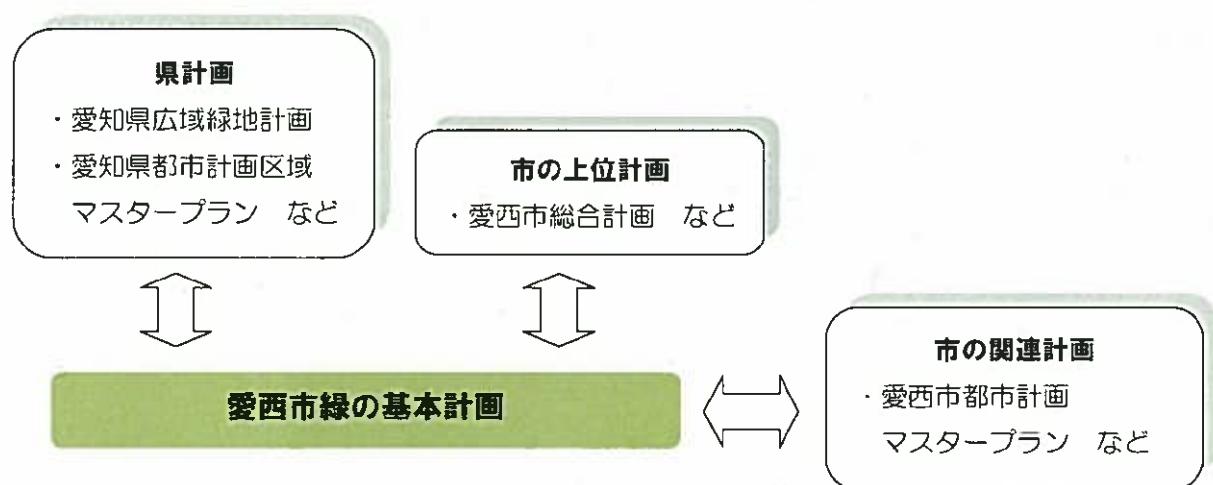
### (1) 緑の基本計画策定の背景と目的

平成16年に都市公園法と都市緑地保全法が改正され、今まで以上に都市における緑地保全や緑化の推進がクローズアップされています。また社会情勢やライフスタイルの変化により、豊かな地域づくりにおける緑とオープンスペースの重要性はますます高まってきています。

こうした中、平成17年には4町村の合併により、新しい“愛西市”が誕生しました。これまでに、長期的なまちづくりを総合的、計画的に進めるための指針となる「愛西市総合計画」や、都市計画に関する基本的な方針となる「愛西市都市計画マスタープラン」を策定しました。愛西市緑の基本計画（以下「本計画」とする）では、本市の特色を生かしたみどり環境の実現を目的とし、都市計画マスタープランと同様平成32年の目標年次に向けて、市民とともに計画づくりを進めています。

### (2) 本計画の位置付け

本計画では、県の計画や、市の上位計画、関連計画など、緑に関する様々な計画との整合や施策の連携により、本計画の実効性を高めています。



#### ■愛知県広域緑地計画

市町村を超える広域的な見地から緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した、緑の基本計画策定の指針となるものです。

## ■愛西市総合計画

地方自治法に基づき、市のまちづくりの目標や目指す将来像を定め、この実現のための施策を体系的に明らかにした行財政運営の基本となる指針です。

将来像	人々が和み、心豊かに暮らすまち
基本理念	和み：犯罪が少なく、いくつになっても安心して平和に暮らせるまち ゆとり：住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまち 安心：地域のなかでお互いが支え合い、安心して暮らせるまち 快適：生活環境の快適性が図られ、利便性に配慮されたまち 便利：仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことができるまち 健やか：未来に向けて、子どもたちの健やかな成長を願い、その環境があるまち

## ■愛西市都市計画マスターplan

都市計画法に基づき、長期的な視点からまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、市が定める都市計画の方針として定めるものです。

将来像	子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる 社会生活基盤の確立
基本理念	1. コンパクトな都市に向けた再構築 2. 生活満足度の高い都市づくり

### （3）本計画で対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」とは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、樹林地、水辺地、農地など様々な樹木や草花によって構成されている環境全般を「緑」と呼ぶことします。

#### 【緑の例】



### 1－3 緑の重要性

緑は、二酸化炭素の吸収機能を始め、災害時等における延焼防止、地域を特徴づける景観形成など様々な機能を持っており、安全で快適な生活環境を形成する上で欠かせない存在です。

都市化の進展や少子高齢化などに伴い、自然とのふれあい志向、スローライフへの関心が高まっていく中で、緑の果たす役割はとても重要な役割となっています。

#### 【緑の役割】

##### 生活環境の改善

樹木などの植物は、二酸化炭素を吸収することから、地球温暖化の防止に効果があります。また葉には、水蒸気を放出する蒸散作用や、日射を反射する働きがあるため、ヒートアイランド現象の緩和にもつながります。他にも大気の浄化、騒音や振動の軽減など、私たちの生活環境の改善に寄与しています。

##### 安らぎやふれあいの場の提供

趣味の多様化や自由時間の増加により、市民の余暇活動への需要が高まりを見せています。子供からお年寄りまで楽しめる多様なニーズに応える交流の場を提供することで、地域コミュニティの輪が広がっていきます。スローライフ志向に伴い、市民が気軽に農業を楽しめる市民農園などにも多くの関心が集まっています。

##### 生物の生息環境

緑は、都市の中で様々な生物の生息環境となっています。樹林地や河川、農地といった大きな緑のほか、屋敷林や社寺林などの比較的小規模な緑も生物の貴重な住みかとなっています。また、街路樹や住宅の庭木などは生物の移動ルートにもなります。

##### 災害などにおける安全性の確保

公園緑地は、災害時の大切な避難地や避難経路となります。また、街路樹は火災時の延焼防止に役立ちます。農地は、雨水を地中に保水する涵養機能を持っていることから、河川や用水路の急激な増水防止に寄与します。

このように、緑は安全な環境基盤としての機能も持っています。

##### 地域らしい風景の形成

緑は、地域の気候や風土になじんでいるため、地域特有の生態系や景観を有しています。地域らしい風景を残していくためには、地域に残る緑を文化・歴史と一緒に守っていくことが大切です。

## 第2章 現況調査

### 2-1 愛西市を取りまく環境

#### 1. 位置・地勢

本市は愛知県の西部に位置し、海部地方に属しています。また、中部圏の中核都市である名古屋市より西方 20 km の位置にあります。

平成 17 年 4 月 1 日に佐屋町、立田村、八開村、佐織町の 2 町 2 村が合併して誕生した面積 66.63 km<sup>2</sup> の都市で、北は稻沢市、東は美和町、津島市、南は蟹江町、弥富市、西は木曽川・長良川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市に接しています。

地形は細かい起伏はあるものの概ね平坦で、佐織地域南部、立田地域、佐屋地域では大部分が海拔ゼロメートルとなっています。

【位置図】



## 2. 人口推移

本市においては、佐屋地域及び佐織地域において昭和 40 年代後半から名古屋市のベッドタウンとして開発が進み、急激な人口増加がみられました。人口は平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年の国勢調査によると総人口は 65,556 人となり減少に転じています。

【愛西市及び地域別人口の推移】

(人)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
愛西市	62,983	63,143	64,216	65,597	65,556
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
佐屋地域	27,880	28,303	28,470	29,802	29,590
	44.3%	44.8%	44.3%	45.4%	45.1%
立田地域	7,970	8,040	8,353	8,327	8,116
	12.7%	12.8%	13.0%	12.7%	12.4%
八開地域	5,063	5,064	5,096	5,011	4,832
	8.0%	8.0%	8.0%	7.7%	7.4%
佐織地域	22,070	21,736	22,297	22,457	23,018
	35.0%	34.4%	34.7%	34.2%	35.1%

出典：国勢調査

## 3. 土地利用現況

無地番の土地（道路、水路などの国有地）を除いた本市の土地利用の状況をみると田が最も多くなっています。平成 18 年において、田が 48.1%、畠が 15.1%であることから、市域の 6 割以上が農地として利用されていることが分かります。また宅地は 18.5%を占めており、山林原野はわずかに 0.2%となっています。平成 14 年から 18 年の推移をみると宅地とその他の土地がわずかに増えています。

【地目別土地利用現況】

(ha)

	総面積	田	畠	宅地	山林原野	雑種地	無地番
平成 14 年	5,137.21	2,582.27	777.53	937.91	11.63	198.03	629.83
	100.0%	50.3%	15.1%	18.3%	0.2%	3.8%	12.3%
平成 15 年	5,148.34	2,552.03	800.63	943.18	11.52	197.63	643.35
	100.0%	49.6%	15.6%	18.3%	0.2%	3.8%	12.5%
平成 16 年	5,234.27	2,542.90	800.38	945.02	11.63	202.74	731.61
	100.0%	48.6%	15.3%	18.0%	0.2%	3.9%	14.0%
平成 17 年	5,235.34	2,530.39	796.08	954.71	11.47	186.48	756.21
	100.0%	48.3%	15.2%	18.2%	0.2%	3.6%	14.4%
平成 18 年	5,235.32	2,518.50	790.45	970.00	11.22	186.73	758.43
	100.0%	48.1%	15.1%	18.5%	0.2%	3.6%	14.5%

出典：愛西市の統計

#### 4. 土地自然特性

河川・水路は水辺環境の重要な核となる要素であり、本市では木曽川、日光川、善太川、鵜戸川などがあげられ、これらは魚類などの生息地ともなっています。

伝統的・歴史的風土を代表する緑としては、社寺（神社・仏閣）の緑などの歴史的建造物に伴う緑があげられます。

文化的意義を有する緑としては、祭りが催される社寺の緑や河川・水路沿いに植えられた桜並木があげられ、これらの緑は野鳥の生息地ともなっています。

#### 5. 緑の現況

本市の緑は、その大部分が田や畑により構成されています。樹林地は極めて少なく、自然林がなく、二次林や人工林は社寺林や屋敷林として存在しています。

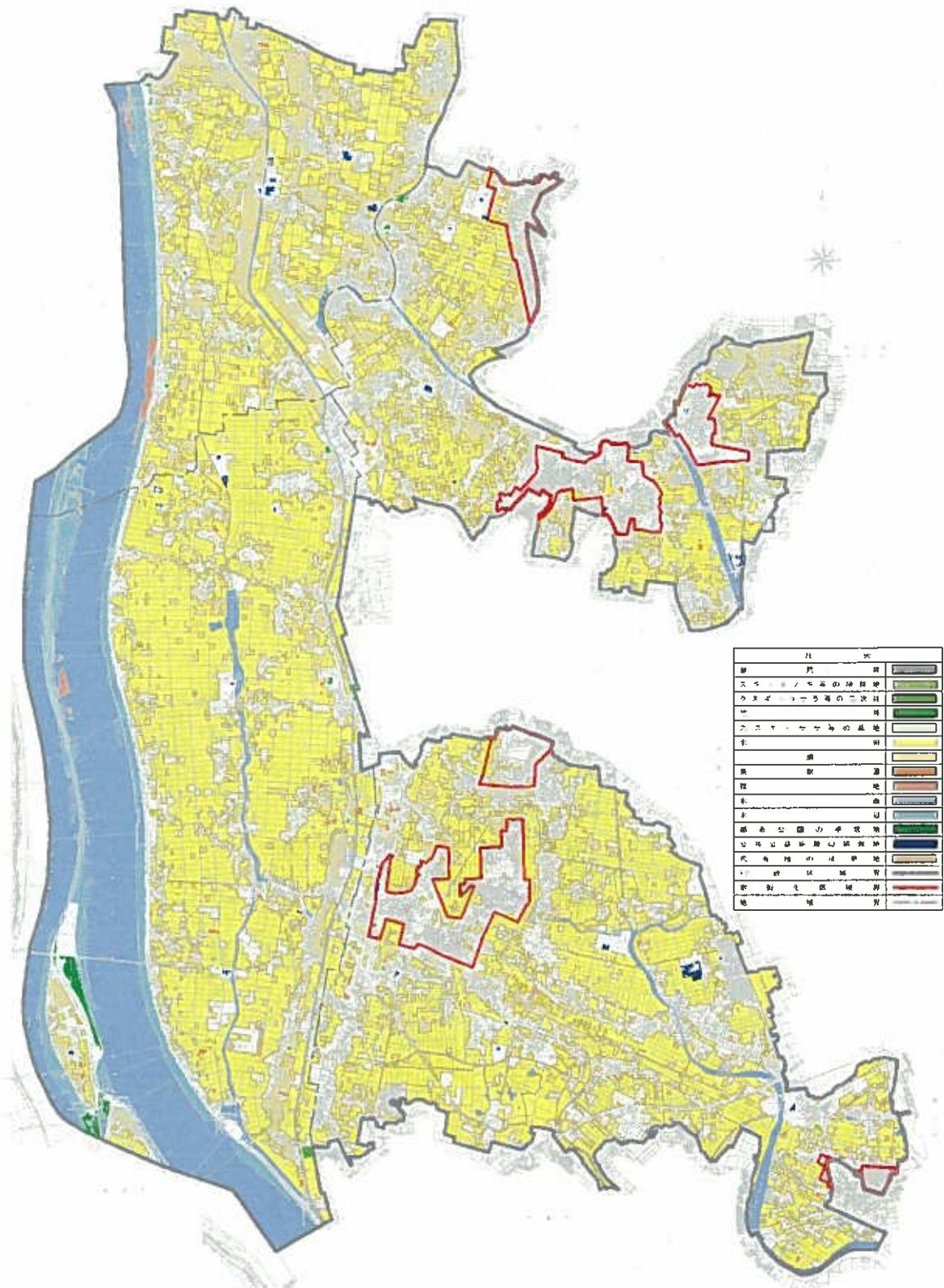
また、木曽川をはじめとする多数の河川があり、水面の面積も多くなっています。

【緑の現況量調書】

区分	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
自然林	—	—	—
スギ・ヒノキ等の植林地	—	0.3	0.3
クヌギ・コナラ等の二次林	—	1.6	1.6
竹林	0.2	1.3	1.5
スズキ・ササ等の草地	1.1	24.6	25.7
田	17.8	2,681.5	2,699.3
畑	11.0	700.2	711.2
果樹園	0.2	9.0	9.2
裸地	—	13.8	13.8
水面	2.1	846.9	849.0
水辺	—	183.2	183.2
都市公園の植栽地	—	13.4	13.4
公共公益施設の植栽地	0.7	9.8	10.5
民有地の植栽地	1.8	20.6	22.4
合計	34.9	4,506.2	4,541.1

※面積は図上計測による。

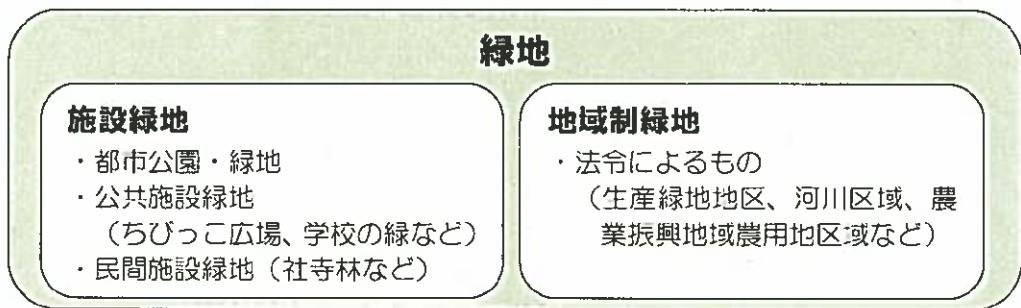
## 緑の現況図



## 2-2 緑地現況調査

本計画における「緑地」とは、都市公園やちびっこ広場、社寺林、学校の緑など、施設として担保されている緑（施設緑地）や、法律や条例等の指定により一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地）を指しています。

### 【緑地の定義】



### 1. 都市公園・緑地の現況

市所管の都市公園のうち、都市計画決定された都市公園は、街区公園 1箇所、近隣公園 3箇所、地区公園 1箇所の計 5箇所となっており、そのうち 68.5%が供用開始されています。都市計画緑地は 2箇所あり、木曽川東海緑地の都市計画決定面積 974.6ha は市域の 14.6% を占めています。この木曽川東海緑地には、国営木曽三川公園（東海広場（仮称鶴戸川）と、船頭平河川公園）が含まれています。

重複を除いた都市公園・緑地全体の計画面積は 986.7ha であり、市域の 14.8%を占めています。

### 【都市公園・緑地】

※平成 21 年 2 月現在

種類	名 称	計画面積/都市 計画決定面積	供用面積 (ha)	備 考
		(ha)		
国営公園	国営木曽三川公園（東海広場、（仮称鶴戸川））	36.0	15.7	都市林地と重複 供用区域は東海広場（右岸） の一部
	国営木曽三川公園（船頭平河川公園）	4.8	2.7	都市林地と重複
地区公園	4・4・11 愛西市親水公園	6.6	4.1	
近隣公園	3・3・101 中央公園	3.1	3.1	
	3・3・4 海西公園	0.7	0.7	愛西市分のみ
	3・2・102 リバーサイドパーク	1.2	—	
街区公園	2・2・101 北河田公園	0.2	0.2	
都市林地	2・木曽川東海緑地	974.6	13.4	国営公園と重複
	3・内川緑地	0.3	0.3	
	都市公園・緑地計(重複除く)	986.7	22.8	

## 2. 都市公園・緑地以外の施設緑地現況

都市公園・緑地以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地で遊び場等公園の形態をした緑地は、農村公園4箇所、児童遊園18箇所、ちびっ子広場52箇所、その他の公園6箇所があります。これらは市内に広く分散して設置されていますが、その多くは1,000m<sup>2</sup>を下回っています。また、屋外運動施設として、グラウンド7箇所、プール2箇所、ゲートボール場4箇所が設置されているほか、市内の小中学校の運動場や体育館が市民に開放されています。

また、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の水生植物園や森川花はす田、赤蓮保存田といった“ハス”の植物園等があり、多くの人が訪れています。

民間施設緑地としては社寺境内地があげられ、それらは歴史的・伝統的な文化に触れることができる身近な地域住民の憩いの場となっています。

## 3. 法適用現況

都市計画法以外の法制度に基づき定められた区域として、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、文化財保護法に基づく文化財、及び条例等に基づく文化財があげられます。

生産緑地地区は、市街化区域に25箇所指定されています。

市街化調整区域の大部分が農業振興地域に指定されており、農用地区域はその約半分を占めています。しかしながら近年は宅地化による転用が進んでおり、農地は減少傾向にあります。

河川区域としては2本の一級河川と6本の二級河川があります。木曽川と長良川の水門として明治時代に造られた船頭平閘門は、重要文化財に指定されています。

## 4. 緑地現況量

前述の各緑地について整理した表を以下に示します。

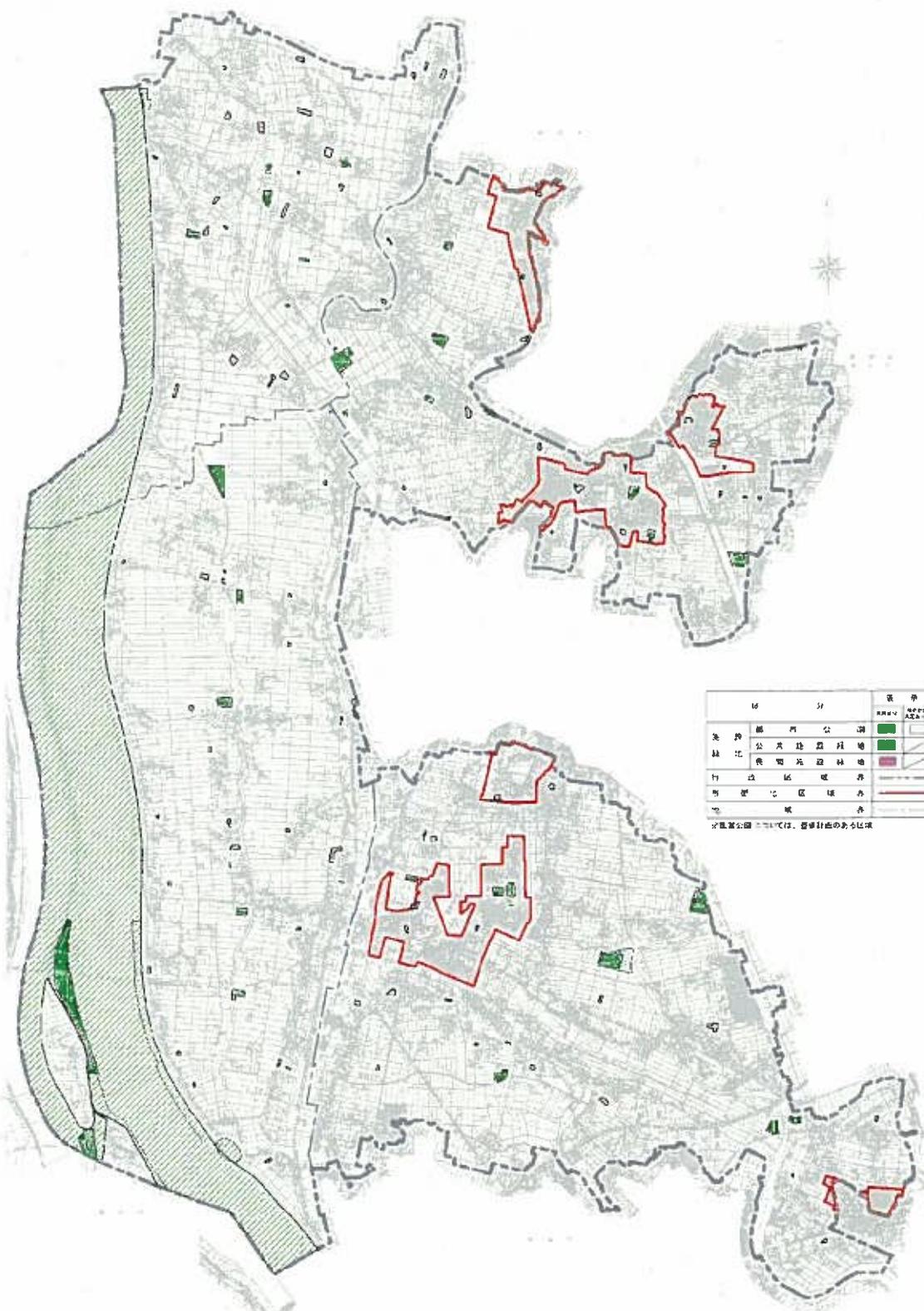
【緑地現況量】

単位：ha

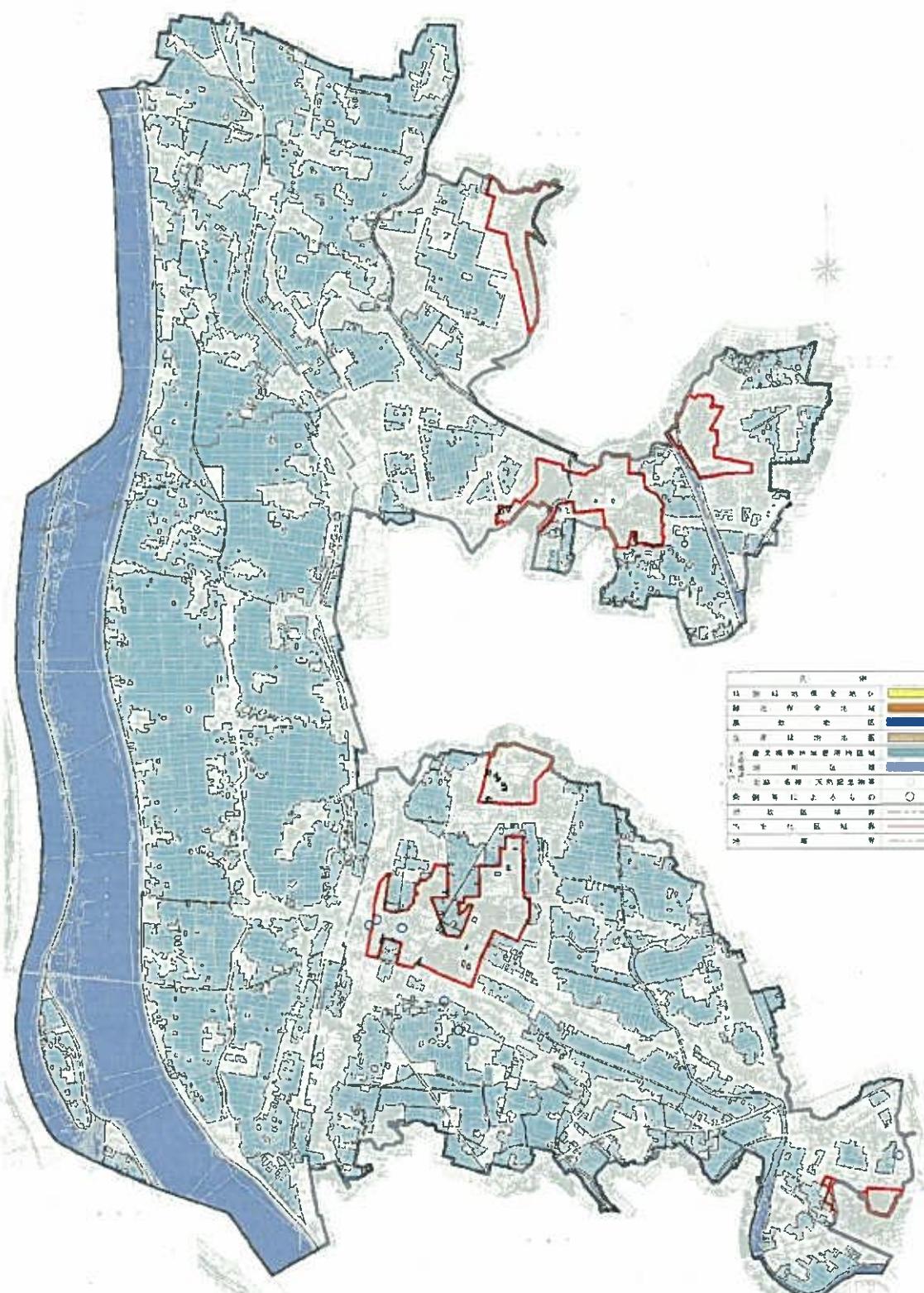
区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1) + (2) = (3)
施設緑地	都市公園	0.2	26.3	26.5
	都市緑地	0 (国営公園との重複18.4ha除く)	0.3	0.3
	公共施設緑地	5.7	30.7	36.4
	民間施設緑地	2.8	14.6	17.4
	施設緑地合計	8.7	71.9	80.5
地域制緑地	特別緑地保全地区、 緑地保全地域	0	0	0
	風致地区	0	0	0
	生産緑地地区	3.0	0	3.0
	その他法によるもの	4.6	4048.9	4053.5
	条例等によるもの	0	0	0
	地域制緑地小計	7.6	4048.9	4056.5
	地域制緑地間の重複	0	0	0
	地域制緑地合計	7.6	4048.9	4056.5
	施設・地域制緑地間の重複	0.0	18.4	18.4
	緑地現況量総計	16.3	4102.4	4118.6

※条例等によるものとしては、県及び市指定の文化財のなかから7箇所をとりあげていますが、面積は指定されていないため、数量は計上していません。

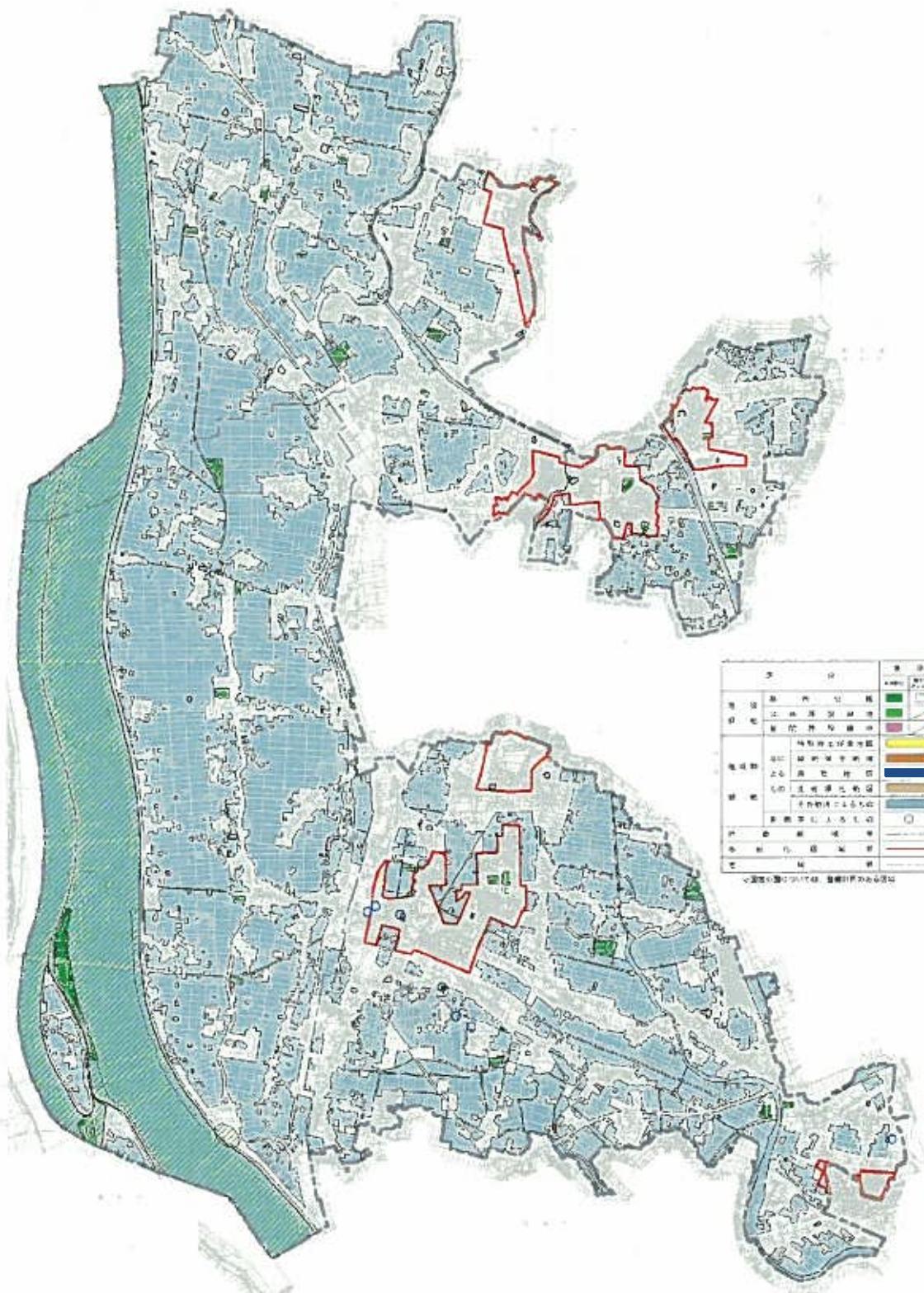
## 施設 緑地 現況 図



## 地域制緑地現況図



## 緑地現況図



## 2-3 緑化調査

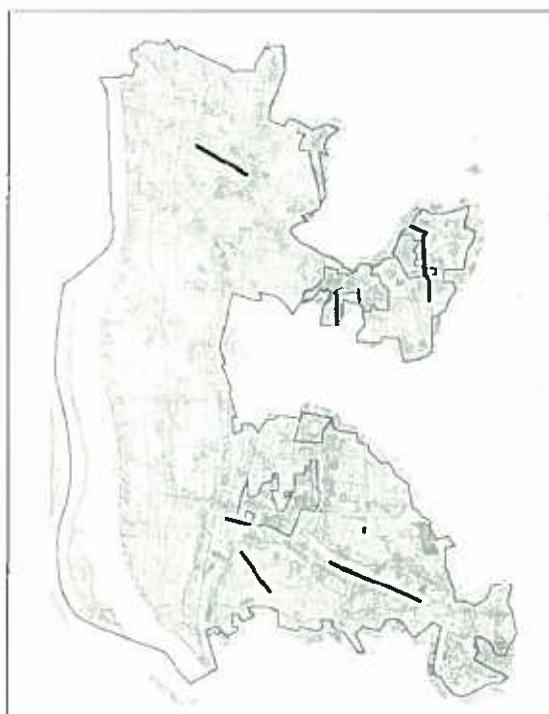
### 1. 緑化状況調査

#### (1) 公共公益施設の緑化状況

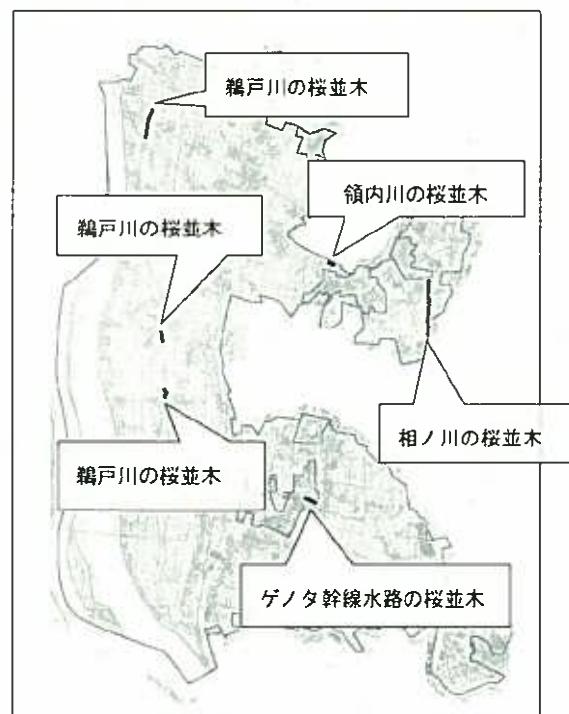
##### ①道路等緑化状況

緑化されている道路の区間は8箇所あり、そのほとんどは中低木の植栽となってています。また、河川や水路沿いには桜が植えられ、市民に親しまれています。

【道路緑化位置図】



【桜並木位置図】



##### ②公共公益施設の緑化状況

本市の公共公益施設において特に緑化された施設としては、社団法人が設置する愛厚ホーム佐屋苑ほか、愛西市役所、中央図書館、佐屋公民館、社会福祉社会館、八開総合福祉センターなどがあります。近年新しく建築された公共公益施設においては特に緑化に配慮され、美しい都市景観を形成し、市民の憩いの場となっています。

#### (2) 民有地の緑化状況

民有地の緑化として目立つのは社寺林であり、立田地域や八開地域では屋敷林もみられます。また、住宅や業務施設においても各々庭の緑や外構に配慮した施設がみうけられます。

## 2. 緑化に関する条例など

本市において緑化に関する条例等は制定されていませんが、地区計画が1箇所（約10ha）都市計画決定されており、垣・柵について牛垣が奨励されています。

## 3. 市民意識調査

### (1) 市民アンケート

市民の約5%にあたる3,000人を対象として、緑に関する意識調査を行いました（回収率39.6%）。市民意識の傾向は以下のとおりです。

#### 【全体的な意見】

- ・良いと思う自然環境や景観として最も多く選ばれたのは、「ハス田（ハスの花）」や「まとまった農地（田畠）」であり、愛西市ならではの風景や身近な田園風景が最も評価されています。
- ・身近な広場や公園の充実度については評価が低く、「大人も過ごせるようにすることや、「数を増やしたり、広い面積にする」ことが求められています。
- ・スポーツができる広場については、「今ある広場を充実する」ことや「数を増やす」ことが求められています。
- ・緑化については全般に関心が低いですが、その中では比較的、「道路沿道を緑化すること」に関心が寄せられています。
- ・良くないと思うことや気になることとしては、①休憩場所や木陰の少なさ、②ゴミの投棄や空き地の管理が最も多く選択されています。散策などもできるみどり環境の整備や公衆衛生の向上、草刈などの管理による、快適な環境づくりが求められています。
- ・今後の重点施策としては、①自然環境の保全、②公園や広場の整備、③官民協働の維持管理が多く選択されています。

#### 【自由記入】

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| ・公園分布の偏りや公園へのアクセスの改善     | ・ゴミのポイ捨て防止、草刈、町内清掃の強化 |
| ・木陰や並木の整備                | ・農地の維持管理への指導          |
| ・子供からお年寄りまで楽しめる公園の整備     | ・地域住民の組織化や意欲醸成の促進     |
| ・道路や公園における緑化の推進と適切な維持管理  | ・ウォーキング道路の整備や散策マップづくり |
| ・環境学習の機会の充実              | ・河川の多自然型工法の導入         |
| ・生き物がたくさんいる公園の整備         | ・経済的で効率的な緑化           |
| ・庭木等のリサイクルの推進やリサイクル施設の設置 | ・堤防道路の活用など            |
| ・市内外に向けたハス田のPR           |                       |

【今後重点的に行っていったほうがよいと思うこと（複数回答あり）】

※回答者数 1,189 人、無回答者数 21 人

選択肢	回答数	割合
農地や河川の自然環境を保全する	476	40.0%
家族で遊べる大きな公園を増やす	348	29.3%
運動できる広場を増やす	321	27.0%
日常の維持管理を官民協働で行う	286	24.1%
身近な公園を増やす	285	24.0%
蓮田を保全し観光の名所にする	263	22.1%
並木などを増やし名所をつくる	239	20.1%
駅前や道路沿道の緑化を進める	228	19.2%

選択肢	回答数	割合
神社や寺と一体の緑を保全する	130	10.9%
土に親しめる機会を増やす	100	8.4%
生宅地を緑豊かにする	98	8.2%
文化財と一体の緑を充実し名所にする	93	7.8%
公共公益施設の緑化を進める	83	7.0%
その他	56	4.7%
とくにない	49	4.1%
工業地の緑化を進める	25	2.1%

（2）市民代表会議

緑の基本計画策定に向けて市民代表会議をワークショップ形式で3回開催し、市民と意見交換を実施しました。緑のまちづくりに必要な方策としてあげられた主な意見は以下のとおりです。

【農地について】

- ・市民農園や家庭菜園の場として農地を貸出し、遊休農地の利活用を図る
- ・ハス田を観光要素として利活用する
- ・遊休農地を地域コミュニティの場として利活用する

【樹林地について】

- ・樹林地・樹木の維持管理に対する支援の充実を図る
- ・社寺林や屋敷林など、地域のシンボルとなる緑を保全する

【河川環境について】

- ・生態系に配慮した河川環境の保全・創出を図る
- ・散策路や並木の整備、土手の風景創出などを行い、河川・水路の親水性を高める

【公園について】

- ・地域の実情にあった公園の整備や配置の検討を行う
- ・公園緑地、街路樹などの維持管理の充実を図る
- ・公園設備や遊具の適切な維持管理を行う

【緑にふれるきっかけづくりについて】

- ・公園利用者などに、ポイ捨てや公園利用のマナー向上を呼び掛ける
- ・緑に関する知識や技術を習得するイベント・講習会などを開催する
- ・除草剤の適切な使用を指導する
- ・子供が緑に触れる機会の提供や、環境教育の充実を図る

【市民の緑化活動について】

- ・市民への緑化に関するサービスの充実を図る
- ・市民参加による公園の緑化や、維持管理を行う

【施設の緑化について】

- ・大規模な企業跡地や沿道の緑化の検討を行うなど

## 2-4 調査結果の解析・評価

緑は「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4つの大切な役割を担っています。現況調査や市民意識調査の結果などを踏まえたうえで、この4つの系統から本市の緑に関する解析・評価を行いました。

### (1) 環境保全系統の解析・評価のまとめ

本市の骨格となる緑地は農地と河川・水路です。このほか社寺林なども貴重な野生動物の生息環境となっており、これらの緑は快適な生活環境の形成に寄与しています。

市街化調整区域の農地は概ね農業振興地域農用地区域として保全されています。しかし、社寺林や屋敷林は減少しており、樹林地の保全を検討することが必要です。

市内を流れる河川・水路は治水対策により概ね整備されています。これに沿って桜並木が整備されているところもあり、市民に親しまれていますが、一方で自然性の低い区間もあります。河川・水路は生物の移動経路としても重要であり、生活環境をうるおいのあるものにするため、親水性や自然性を高める整備や、樹林地とのネットワーク化が望されます。水質については、以前より改善が進められていますが、引き続き下水道整備などの取り組みを進める必要があります。

### (2) レクリエーション系統の解析・評価のまとめ

市民の身近なレクリエーションの場としては、児童遊園やちびっ子広場、総合運動場などがあります。町村合併前の各町村ではスポーツレクリエーションに力を入れていたため、運動場等レクリエーション施設は比較的充実しております。学校の運動場や体育館も市民が利用できるようになっています。しかし、総合運動場など規模の大きな施設は市街地や集落から離れた位置にあり、市街地などに多く設置されているちびっ子広場は、高学年児童などが利用するには規模が十分な広さではありません。高齢社会への対応や子育て環境の整備などを考えると、今後は多様な年代が利用できるよう、歩いて行ける身近な場所に、適正な規模の公園を確保し、ベンチなどの休憩施設や木陰を設けるなどの配慮が必要と考えられます。

自然系レクリエーションについてみると、本市は水辺に恵まれていますが、桜並木や木曽川河川敷の整備などを除けば、比較的消極的な利活用にとどまっています。レクリエーション系緑地としての活用の余地は多いため、今後レクリエーション空間として水辺を活かした魅力的な都市づくりが期待されます。

また、レクリエーション系の緑地は、ネットワーク化することにより利用が促され、新たな楽しみ方を生みます。河川・水路の河川敷や堤防道路、歩道はネットワークとして有効ですが、本市の状況をみると、それぞれ単独で存在し、市内をめぐるネットワークにまではなっていません。遊歩道やサイクリングロード、休憩場所の整備などにより、市内に分散するレクリエーション施設とこれら河川・水路、歩道のネットワーク化を図ることが望されます。

### (3) 防災系統の解析・評価のまとめ

本市の市街地は規模が小さく巾街地を取り巻く農地が緊急避難地となるため、避難が困難となる地域はほとんどありません。しかし、1ha以上の大規模なオープンスペースを有する施設が市街地内やその周辺地に不足していることから、救援活動や長期的避難等の場となりうるオープンスペースを当該地に整備することが望まれます。

その他、火災時に延焼を防止したり、建物倒壊時の緩衝帯となったりするオープンスペースを確保するなど、防災の観点から緑地確保を検討することも必要です。

さらに、災害時において避難路及び輸送路となる都市計画道路は、整備の推進が必要です。

### (4) 景観構成系統の解析・評価のまとめ

本市は市街化調整区域のまとまった農地や木曽川・長良川などの大きな河川があり、田園風景やゆつたりと流れる水面、河川敷などの自然的景観に恵まれています。そのため緑化の必要性を感じにくくなっています。その中で市街地や市街化調整区域の宅地開発による住宅地、工業系施設などは、個々の敷地における緑化の状況がまちまちであります。主要道路沿道で宅地化している区間の景観は全体として緑のうるおいに欠ける感があります。まちの玄関口となる駅周辺においても、緑化による風景創出が望されます。これについては、建築物や工作物のルール作りなどを合わせて行いながら、緑化を推進していくことが必要です。また、広がりのある景観を保つためにも、建築物や工作物の高さを制限するなどの措置を検討することが求められます。

桜並木などの街路樹は視覚的效果の高い緑であるため、適正な管理や延伸により景観形成に努めることが求められます。

恵まれた自然的景観は本市の資源であり、今後も維持していくことが望れます。さらに、良好な景観にするために、草刈等の管理や水質の改善を行う必要があります。

## (5) 総合評価

環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4系統の解析・評価を受け、評価された要素を取りまとめて総合評価を行いました。

### 【総合評価のランク区分】

ランク	内 容	評価方法
A	最優先に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち3系統以上で評価され、そのうち評価ランクⅠが1つ以上ある緑地
B	将来に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち評価ランクⅡが2つ以上、又は1系統のみで評価ランクⅠが1つある緑地
C	整備又は保全が求められる緑地	上記以外の緑地

### 【総合評価】

対象となる緑地	緑地機能				備考	評価
	環境保全	レクリエーション	防災	景観構成		
木曽川、長良川、揖斐川、鵜戸川	I	I		I		A
日光川	I	I	I	I		A
領内川	II	I	III	I		A
三宅川、目比川、新堀川		I	III	II		A
グノタ幹線水路		I	III	II		A
農業振興地域農用地区域	I		I	I		A
伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地	I	I		II		A
良好な植物群落等、野生動物生息地等である社寺境内地	I	II		II		A
文化財と一体になった緑地	I	III		I		A
都市公園	III	I	III			A
相ノ川、温常寺川幹線水路		I		II		B
文化的意義を有する社寺境内地	I	I				B
その他社寺境内地		II		II		B
ハス田（植物園等）		I				B
1ha以上の学校運動場、その他グラウンド		I	III			B
1,500m <sup>2</sup> 以上の都市公園以外の公園、グラウンド等		I	I			B
1,000m <sup>2</sup> ～1,500m <sup>2</sup> の都市公園以外の公園、グラウンド等		I	III			B
市街化区域の農地	III		II			C
東保八幡社のクロマツ	III					C
500m <sup>2</sup> ～1,000m <sup>2</sup> の都市公園以外の公園、ゲートボール場			III			C
都市計画道路		III	III	III	幅員15m以上	C
養老山地、鈴鹿山脈				III		C
藤浪駅周辺				III		C

## 2-5 課題

以前から深刻化していたヒートアイランド現象や少子高齢化問題に加え、近年では食品の安全に関わる問題や地域コミュニティの希薄など、様々な問題がクローズアップされるようになりました。

こうした背景のもと、環境問題に対する関心の高まりや、地域コミュニティの大切さを再認識する傾向も高まってきました。また地方分権の推進に伴い、地域らしさの創出や、自分のまちは自分でつくっていくという市民主体のまちづくりがより重視されるようになりました。本市の都市計画マスターplanにおいても「各地域性を活かした個性的で活力のある都市の創造」がうたわれています。

国勢調査によると、本市の人口は平成12年までは増加していましたが、平成12年から平成17年にかけては減少傾向へ転じており、今後も急激な人口増加は見込まれにくい状況となっています。

このような環境変化や、前述の現況調査結果などを踏まえながら、本市における緑の課題を以下に整理します。

### (1) 個性ある緑の保全

市民に親しまれるまちづくりを行うためには、本市の特性を踏まえた、愛西市らしい緑づくりを行う必要があります。軸となる樹林地が少ない本市にとって、広大な農地や大小の河川、地域に残る社寺林などは、貴重な緑の骨格となっています。これらの緑は、多様な生物の生息地や日常的なレクリエーションの場、災害の際の避難地など様々な役割を担っていることから、本市の自然資源の保全・活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

### (2) 今ある緑の充実

緑には様々な機能がありますが、無作為に量を増すだけでは緑本来の機能を活かしきりません。本市の人口が減少傾向にあることからも、「量」だけでなく「質」の向上に重点を置いた施策の展開を図っていく必要があります。市内に分布する公園緑地の配置や地域のニーズを考慮したうえで、機能の強化や維持管理の充実に取り組んでいくことが求められます。

### (3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

快適な環境を形成するためには、人の多く集まる公共公益施設や駅周辺、教育施設など、まちの拠点となる施設の緑化が求められます。一体的なまちづくりを推進していくためには、様々な主体の連携が不可欠です。市民の積極的な参画はもちろん、市内に所在する事業者も地域社会の一員として、敷地内の緑化や地域活動への協力が求められます。

こうした活動を推進していくために、協働による緑化活動の取り組みや市民への支援を充実させる必要があります。

## 緑の課題図

市民アンケートに寄せられた意見は影付きで示しています。

市民会議で挙げられた意見は赤字で示しています。

河川・水路	
畑	■
田	■
社寺	○
文化財と一体になった林地	◆
鶴見川用ハス田(水生植物園)、森川花はす田、赤蓬保存田	○
ハス田	○
公園等	●
都市公園・都市緑地	●
都市公園以外の公園(1000m以上)	●
1ha以上のグラウンド(学校含む)	○
道路	■
主要道路	■
桜並木	■
市街化区域	■
駅周辺	○

**【ハス田】**  
○市の縁の特徴であるハス田の保全が必要。  
○秋～冬は、緑がなくなり悪い印象を受ける。  
○観覧だけではなく、動植物の食物連鎖の配慮も重要。

**【社寺林】**  
○社寺林は貴重な緑だが、維持管理に対する助成や支援が少ないので、樹林地の確保が難しい。  
○樹種のバランスや生態系を考慮した植樹が必要。

**【グラウンド】**  
○学校のグラウンドを活かしきれていない。  
○スポーツ専用のグラウンドがない。

**【農地】**  
○住宅地への転用が見られる。  
○森の豊かさを守る農地と河川・水路の整備。  
○田園集落景観の保全・継承。  
○水田がれんげ畑となると良いが、田植え時期が早まっており、難しい。  
○森の保全のためにも、遊休農地・空き地の有効的な利用方法や貸出方法が必要。  
○貴重な樹林地である屋敷林が減っている。  
○田んぼの生き物が少なくなった。  
○除草剤の過剰使用。  
○動物による被害が発生している。

**【駅周辺】**  
○並木などが不足している。

**【市街地】**  
○防災を考慮した緑化を考えるべきである。  
○沿道の風景創出が必要。  
○緑の存在感を高める整備が必要。  
○宅地開発による樹木の伐採が進んでいる。  
○特に市街化区域内には都市公園が少ない。  
○市街地内やその周辺地に、大規模公園がない。

**【都市公園等】**  
○木陰やベンチなどの設備が少ない。  
○外灯が少ないため防犯上危険。  
○利用されていない公園が多い。  
○誰もが利用しやすい公園とはなっておらず、多様な年代のニーズに合った公園の整備が必要。  
○十分に維持管理されていない公園がある。  
○公園利用者のマナーが悪い。  
○雑草の手入れがされていない。  
○公園のグラウンドは申請が必要で使い勝手が良くない。  
○除草剤の過剰使用。

**【河川・水路】**  
○自然性が低い箇所や親水性の低い箇所がある。  
○生活排水による水質の汚染調査が必要。  
○集落排水の整備が不十分。  
○河川・水路の清掃や草取りが必要。  
○コンクリート護岸にしたため、浄化力が減少している箇所がある。  
○動力機が生物に与える影響の調査が必要。  
○除草剤の過剰使用。  
○土手の景観を保全するため、土手の風景を創出する工夫や管理が必要。

**【道路】**  
○幹線道路に緑が少ない。  
○沿道の景観がゴミなどにより損なわれている。  
○沿道の風景創出が必要。  
○沿道樹木の維持管理や適切な樹種選定が必要。

**【地区全体にかかる課題】**  
○子供が自由に遊べる場所が少ない。  
○全体的にただ遊具のある広場となっており、特色がない。  
○都市公園等施設緑地の面積や箇所数が少ない。  
○公園広場の配置が、地域によって偏っている。  
○散歩コースや散策路の整備が不十分。  
○公共的な緑化だけでなく個人的な緑化も促す必要がある。  
○公園やグラウンドへのアクセスの改善。  
○人口の7割程度が居住する市街化調整区域においても公園が必要。

## 第3章 緑の将来像

これまでに整理した、本市の緑に関わる現状と課題や市民の想い等を踏まえて、緑の施策を適切に推進し、多様な緑を持つ都市づくりを進めます。

### 3-1 緑の将来像

本市の自然環境を形成する大きな構成要素として、広大な農地、市内を流れる大小の河川・水路があげられます。このほか社寺林や屋敷林も、貴重な緑の要素となっています。緑のまちづくりを行っていくためには、このような緑を地域に暮らすみんなで守り活用していくことが重要です。

水と緑を軸として、市民と自然が、また市民どうしがつながっていく住みよい愛西市を目指し、本市の目指すべき緑の将来像を以下のように設定します。

**水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい**  
～多様な自然と人を和でつなぐ～

### 3-2 緑の将来都市構造

本市の緑の将来像を、総合計画や都市計画マスターplan等の上位関連計画を踏まえて都市構造として示すと、次図(P33)のとおりです。次の要素から構成するものとします。

#### (1) 水と緑のネットワーク

##### ①木曽川軸

木曽川・長良川の川沿いは、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】に指定されており、本市の自然環境を形成するうえで極めて重要な構成要素です。水と緑の環境形成上の骨格として「木曽川軸」に位置づけ、環境保全・共生を図ります。

##### ②田園軸

木曽川軸の東側には、水田とハス田をはじめとする美しい田園地帯が広がっています。おおむね市の西側を南北方向に伸びているため、「田園軸」と位置づけ、農業環境と美しい景観を守っていくものとします。土地利用の転換が行われる場合にも、可能な限り田園地帯のもつおもむきを阻害しないように努めます。

##### ③街路樹のネットワーク

都市計画マスターplanにおいて「都市間連携軸」に位置づけられている道路(国道155号、(主)津島南濃線、(一)津島海津線、(一)佐屋多度線、(一)給父清須線、その他の都市計画道路)や、一部植栽が行われている道路を「街路樹のネットワーク」と位置付けます。維持管理や新規路線整備等の機会を活用して、街路樹等の植栽を行うとともに、歩行者空間の充実を図ります。

##### ④水辺のネットワーク

本市には、木曽川・長良川以外にも、日光川・善太川・領内川・鵜戸川といった河川があり、まちの貴重な資源となっています。

これらについては都市計画マスターplanにおいて「親水環境軸」に位置づけられていますが、本計画においてはこの考え方を踏まえ「水辺のネットワーク」に位置づけ、水質の浄化と親水性の向上を図ります。

#### (2) みどりの拠点

##### ①都市型みどりのエリア

都市計画マスターplanにおいて「複合機能地区」に位置づけられている主要な鉄道駅周辺については、複合的な機能集積を促進することとされています。これらの地区においては、緑のまちづくりの観点も重視する「都市型みどりのエリア」に位置づけ、今ある緑を守るほか、建物まわりや街路の植栽の充実を図り、都市的な空間にあってもうるおいを感じさせるようなまちづくりを推進します。

## ②みどりの交流拠点

国営木曽三川公園、愛西市親水公園といった都市公園を「みどりの交流拠点」に位置づけ、市民のニーズに対応した多面的な機能の維持・向上を図るとともに、公園の適切な維持管理、緑の保全と充実を図ります。

愛西市親水公園などの未供用部分については、整備の促進を図っていきます。

## ③“憩いのみどり”のスポット

都市公園以外のもので 1,000 m<sup>2</sup>以上のものを「“憩いのみどり”のスポット」に位置付け、身近に楽しめる公園として維持管理・再整備を推進します。中でも 1,500 m<sup>2</sup>以上のものは、都市公園としての位置付けを視野に入れて整備の促進を図っていきます。

## ④伝統的みどりのスポット

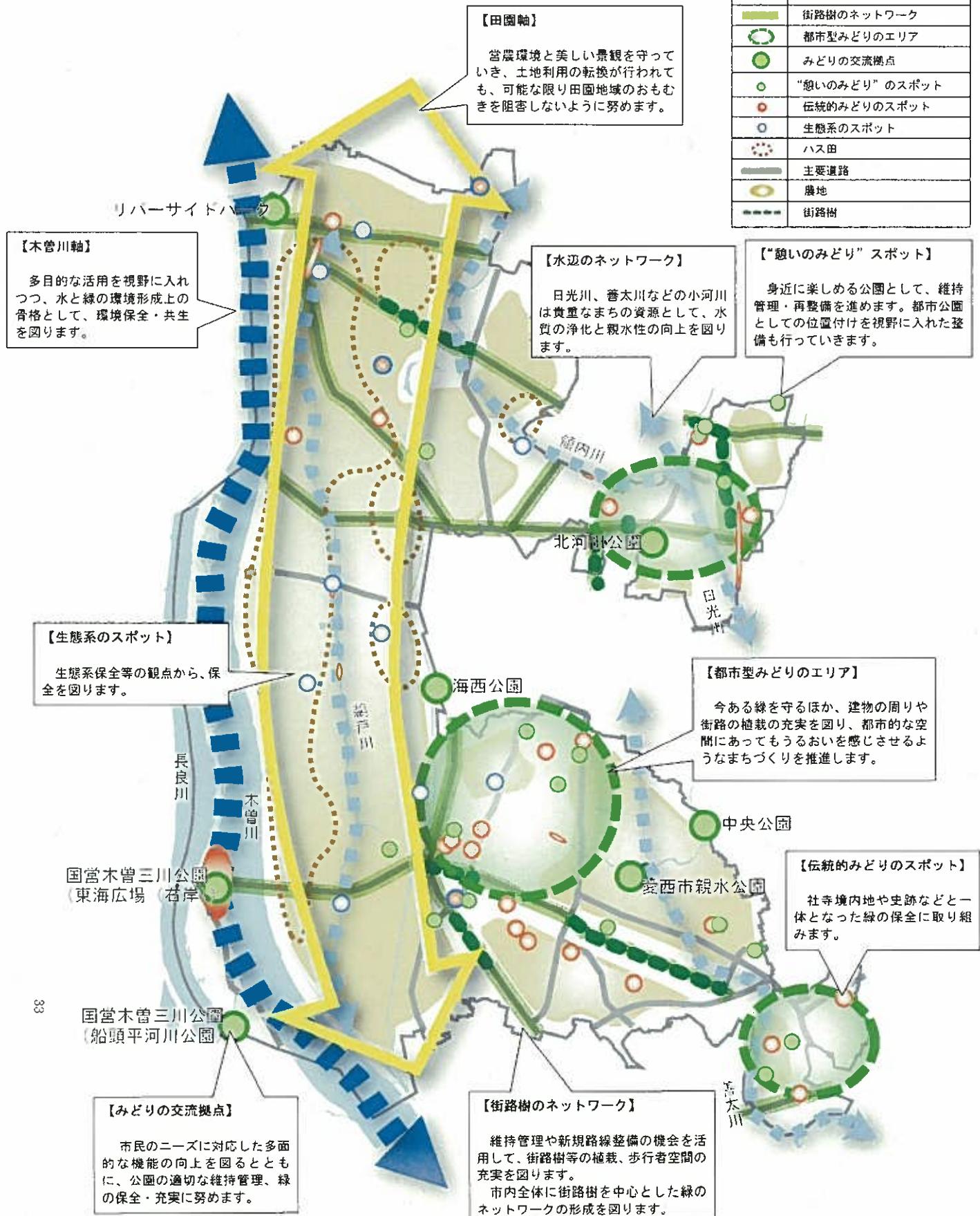
伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する社寺境内地や史跡などと一体となった緑の保全に取り組み、そのうち主要なものについては、「伝統的みどりのスポット」に位置づけます。

## ⑤生態系のスポット

生態系保全等の観点から、良好な植物群落や野生生物生息地の保全に取り組み、そのうち主要なものについては「生態系のスポット」に位置づけます。

## 緑の将来都市構造図

凡 例	
■■■■■	木曾川軸
△△△△△	田園軸
- - -	水辺のネットワーク
■■■	街路樹のネットワーク
○○○	都市型みどりのエリア
●●●	みどりの交流拠点
○○○	“憩いのみどり”のスポット
●●●	伝統的みどりのスポット
○○○	生態系のスポット
●●●	バス田
—	主要道路
○○○	農地
- - -	街路樹



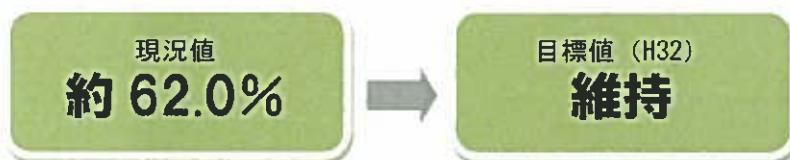
### 3-3 計画の将来目標値（将来フレーム）

緑の将来像を実現するために、緑に関する目標値を以下のように設定します。

#### ■緑地率

本市の緑地現況量は 4,118.6ha となっており、その大半は農業振興地域農用地区域や河川区域が占めています。この緑地面積が計画対象区域に占める割合（＝緑地率）は、61.8% となっており、近隣市よりも高い結果となっています。

一方平成 32 年度における将来人口は、総合計画及び都市計画マスター プランによると 61,450 人とされており、現在よりもやや減少することが予測されています。そこで、公園の量的な拡大を図ることよりも、緑の質的な充実を図ること、今ある緑地や田園景観の保全を図ることに重点を置き、現在の緑地率の維持を図ることを目標とします。

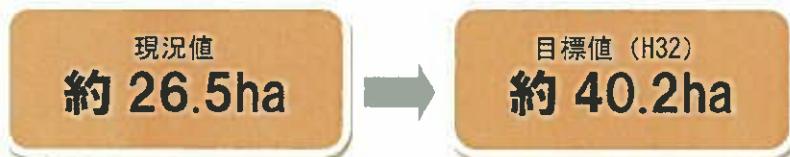


#### ■都市公園整備面積

本市には、市所管の都市公園が 5箇所ありますが、すべての公園において整備が完了しているわけではありません。そこで平成 32 年を目標に、整備の促進に取り組んでいきます。また市内には大規模な公園が不足しているため、国に対して木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の整備推進の要請を行っていきます。

その他、都市公園としての位置付けを視野に入れて、既存公園の再整備を進め公園機能の充実を図るなど、今ある緑を活かしながら、緑地の確保を進めていきます。

このように都市公園の整備推進と都市公園への移行を視野に入れた再整備を行うことで、平成 32 年度までに約 40.2ha の都市公園整備面積確保を目指します。



## 第4章 緑のまちづくりの方向性

第3章に示した「緑の将来像」を実現するための「緑のまちづくりの方向性」を、本章に整理しました。

### 4-1 緑のまちづくりの基本理念

緑のまちづくりを進めるうえでの基本理念を、社会的背景を踏まえて、次のとおり設定しました。

#### (1) 多角的視点からの取り組み

緑には、環境保全・大気浄化・景観形成・やすらぎの空間提供など、多面的な機能があります。単一の機能にのみ焦点をあてるのではなく、多面的な機能を維持・向上させる観点から、総合的な緑のまちづくりに取り組んでいきます。

水辺環境の保全・整備についても、広義の「緑」に含めて捉え、まちづくりの対象とします。

#### (2) 緑の保全と質的な充実の重視

田園地帯に囲まれ、大都市などと比較すると緑の空間に恵まれている本市は、将来的に人口減少傾向にあるため、今後公園や緑地を大幅に増やしていく必要性は必ずしも高くありません。

少子高齢化が進み市民のニーズが多様化していく背景を踏まえて、緑の量を増やすよりもむしろ現在ある緑を大切に守り、子供からお年寄りまでが楽しめる公園へと機能を強化するなど、「質」の向上を図っていくことを重視します。

#### (3) 多様な主体の連携による取り組み

緑のまちづくりは、公園づくりや緑地保全にとどまらず、例えば街路整備の際の植栽や、緑に関する学習の推進など、多様な分野に関連するため、幅広い部局が連携して進めいくものとします。

市民や事業者、NPO、関係行政機関との協働も重視します。

イベントの共催など、場合によっては周辺市町村等との広域連携なども検討していくものとします。

## 4-2 緑のまちづくりの基本方針

前述の課題や基本理念を踏まえて、本市における緑のまちづくりの基本方針は、「個性ある緑の保全」の観点、「今ある緑の充実」の観点、そして「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」の観点から、次の3類型から構成するものとします。

①『愛西市らしい緑を守る』

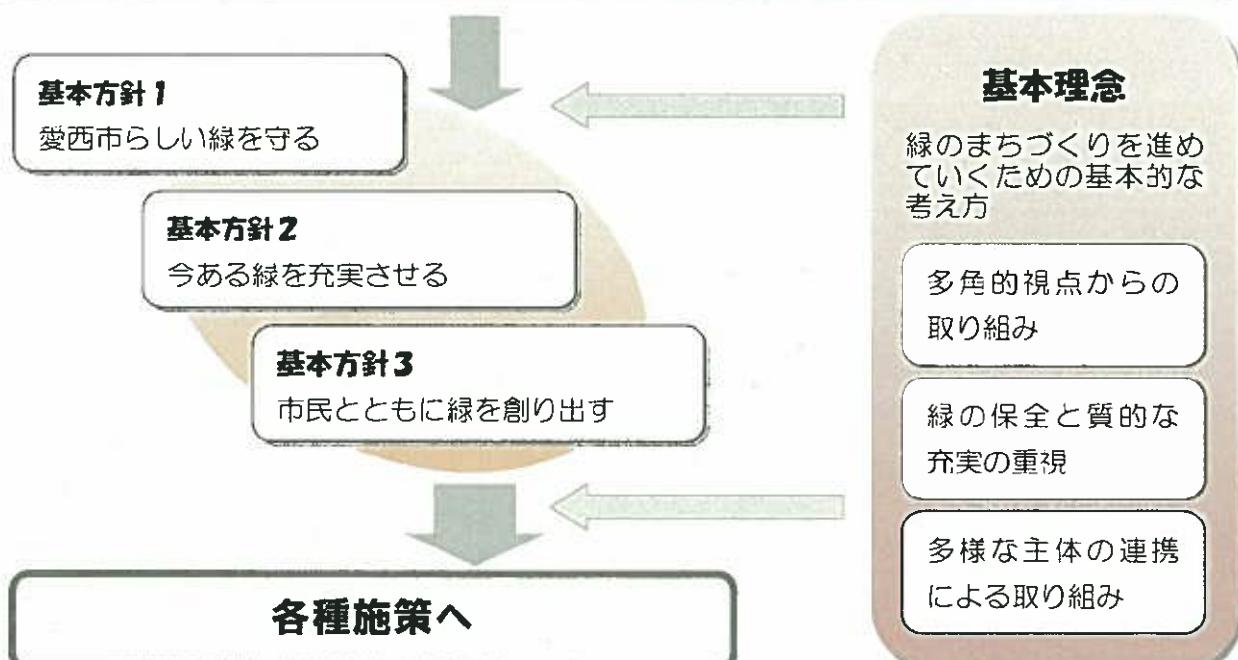
②『今ある緑を充実させる』

③『市民とともに緑を創り出す』

これらの基本方針を大きな軸として、緑のまちづくりを実現するための施策の展開を図っていきます。

【施策展開のイメージ】

**将来像：水とみどりが豊かな住みよいまちあいさい**  
～多様な自然と人を和でつなぐ～



## ◆緑のまちづくりの将来像と施策体系◆

**将来像：水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい**  
～多様な自然と人を和でつなぐ～

基本方針	施策分野	施策の内容
愛西市らしい緑を 守る	<b>1. 農地の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地を守る仕組みづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>①土地利用計画制度の活用による保全（土地利用規制法令）</li> <li>②整備改修の特例・向上（総合的な農業政策の展開・免耕栽培・自然災害対策）</li> <li>③良質な農地の保全・形成のための配慮（水辺樹林地の保全実現・農業適正使用等）</li> </ul> </li> <li>(2) 農地農地の利活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>①農園等としての活用（市民農園・体験農園等による地域コミュニティの醸成）</li> <li>②肯定的な緑化の検討</li> </ul> </li> <li>(3) 特産農産物の利活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>①ハスの活用（新羅スポット認定等）・取扱体制プログラムの充実</li> <li>②特産農産物の販路と啓発（知名度向上・販賣への活用）</li> </ul> </li> </ul>
今ある緑を 充実させる	<b>2. 樹林地・樹木の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 樹林地・樹木を守る仕組みづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>①保全のための法制度の活用（緑地保全地区や保存樹木の指定）</li> <li>②所有者との協力による保全（高齢者・維持管理の支援費の拡充）</li> <li>③特色ある緑の保全（貴重な木の周知とPR）</li> </ul> </li> </ul>
市民とともに 緑をつくる	<b>3. 水辺環境の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水質の保全・再生           <ul style="list-style-type: none"> <li>①水質改善の実施（定期的検査）</li> <li>②水質浄化渠の推進（下水流や渠岸排水の草創・モラル向上・標識や目印などを用いた水質浄化手芸の適用検討）</li> </ul> </li> <li>(2) 河川・水路の利活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>①河川景観の保全（河川沿い木の保全徹底・開発や広告物の規制・デザイン工夫）</li> <li>②親水・レクリエーション機能の強化（多自然型護岸構造・兼顧空間整備）</li> <li>③水辺空堀の多目的活用（環境教育・植生の生育実験の場、ピオトーブの整備等）</li> </ul> </li> </ul>
市長 の 方針	<b>1. 公園緑地の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園緑地を結ぶ 水と緑のネットワークの形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>①両送迎点の充実（並木と中幹木の組合せ整備・元やせせらぎ・適切な樹種選定・散歩路機能のネットワーク化）</li> <li>②河川・水路のネットワーク形成（水質の浄化に加えた土手の景観化等）</li> </ul> </li> <li>(2) 公園緑地の適正配置と アクセス改善           <ul style="list-style-type: none"> <li>①適切な公園配置の検討（需要動向に合わせた配置検討）</li> <li>②公園へのアクセスの向上（歩道整備・パリアフリー化・案内板充実等）</li> </ul> </li> <li>(3) 公園緑地の機能強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①特色ある公園づくり（シンボルカラー・市の木と花の活用・地域特性反映）</li> <li>②誰もが利用しやすい公園づくり（ユニバーサルデザイン・ベンチや外灯の設置等）</li> <li>③公園緑地の多目的活用（環境教育・防災・レクリエーション等）</li> <li>④生き物の生態環境の保全・再生（ピオトーブとしての機能強化）</li> </ul> </li> </ul>
市長 の 方針	<b>2. 公園緑地の維持管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園や樹木の適切な維持管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市公園等の維持管理（ニーズに対応した維持管理・遊具の定期点検）</li> <li>②樹木・灌木の実施（樹木の健康診断）</li> <li>③適切な樹木管理の実施（剪定・落葉葉の清掃、転定した枝葉の堆肥化等）</li> </ul> </li> <li>(2) 市民参加による公園緑地の 維持管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民による緑化への意欲向上の促進（関連情報の公開と提供等）</li> <li>②市民参加機会の拡大（参加機会の提供・組織づくりの支援・植樹や改修など自主的取り組みへの支援）</li> </ul> </li> </ul>
市長 の 方針	<b>1. 緑にふれる きっかけづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緑のまちづくりの普及啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>①マナー遵守の啓発（啓発活動の実施）</li> <li>②身に似する責任の作成と公表（環境マップ等の作成・公表、市の木や花のPR等）</li> <li>③学校教育等による緑とのふれあい実践（草取り・清掃・環境教育等）</li> </ul> </li> <li>(2) 緑のイベント開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市フェアや市などの開催（関連イベントでのPR・北都市との交流検討）</li> <li>②講演会の開催（各科の講演会・勉強会の開催検討・市内の入材活用）</li> </ul> </li> </ul>
市長 の 方針	<b>2. 緑のまちづくりを推進 する仕組みづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民の活動への支援体制づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民や市民団体への支援（情報提供・技術的支援）</li> <li>②市立ボランティアの育成（「緑のボランティア」）</li> <li>③緑化や水道渠のまろづくりに関するサポートの充実（苗木や種の配布・判定した枝葉の堆肥化支援・市立公園類特有地トネ透析装置の整備支援等）</li> </ul> </li> <li>(2) 協働の取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民活動の推進（協働の取り組み・地域別等のグループ活動等）</li> <li>②庁内体制の充実（庁内の連携・情報共有化と体制整備）</li> </ul> </li> </ul>
市長 の 方針	<b>3. 各種施設の緑化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 駅周辺の緑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①駅前空地の緑化（駅前広場の整備と並行または先行した緑化・シンボルツリーの植栽検討・併地等による緑化スペース確保）</li> <li>②沿線部を含めた緑あふれる市街地の形成（都市的なみどり環境の形成）</li> </ul> </li> <li>(2) 学校の緑化と多目的利用           <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境学習にふさわしい場としての整備（環境教育の実践の場づくり・ピオトーブ整備の検討等）</li> <li>②地域のレクリエーションの場としての活用（グラウンドの利活用の検討）</li> </ul> </li> <li>(3) その他の公共公益施設の緑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①大掛かり施設における緑化の推進（実施した時の条件と緑地管理・充実）</li> <li>②小規模な施設における緑化の推進（壁面緑化や壁面緑化を含めた多面的な緑化・効果的な緑化）</li> </ul> </li> <li>(4) 道路の緑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①主要幹線の整備による緑化（主幹道の整備）</li> <li>②沿道空間の一体的緑化（生活道路などの沿道の一体的緑化等）</li> <li>③道路緑化全般の推進（歩行者専用道路としての緑化・コミュニケーション道路整備による緑化等）</li> </ul> </li> <li>(5) 住宅地の緑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①統一的緑化と個別の緑化の両立（差別化の統一・適切な指導検定のアドバイス・地域ごとの個別の制定）</li> <li>②住化の推進（住化の推進とPR・補助融資の検討）</li> <li>③緑化に対するサービスの充実（苗木や種の配布・枝葉の堆肥化支援等）</li> </ul> </li> <li>(6) 民間企業敷地などの緑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業系用地の緑化の検討（駐車場点形成に合わせた緑化等）</li> <li>②市外企業の緑化の検討（人材や工事の活用に基づく緑化・中小工場の緑化検討）</li> <li>③大規模な施設跡地の緑化の検討（ごみ処理工場跡地等における緑化検討）</li> </ul> </li> </ul>

市民アンケートで寄せられた意見に関する施策は影付きで示しています。

市民会議で挙げられた意見に関する施策は赤字で示しています。

## 第5章 緑のまちづくりの分野別方針と施策

本章では、緑のまちづくりを進めていくうえでの基本方針と施策展開の方向性を、分野別に整理します。

### 5-1 「愛西市らしい緑を守る」ための方針と施策内容

#### 1. 農地の保全

農地は、本市の緑を構成する最大の要素の一つであると同時に、「食」を支える基盤、雨水調整を行う涵養地、災害時の避難地など、様々な機能を有している重要な緑です。したがって、農地の維持・保全を図るだけでなく、活用についても積極的に検討していきます。

##### (1) 農地を守る仕組みづくり

###### ①土地利用計画制度の活用による保全

国土利用計画法・都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・生産緑地法といった土地利用計画にかかる法律にもとづいて、保全すべき農地を明確化し、将来にわたって保全していきます。

###### ②営農環境の維持・向上

生産性の高い農業の確立など総合的な農業政策の展開により、営農継続を支援することで、結果として農地が残されるように取り組みます。

鳥獣被害や自然災害から農作物を守るための各種支援策も検討・実施していきます。

###### ③良質な農地の保全・形成のための配慮

美しく良質な環境をもつ農地を守り育てるため、営農者自身の努力も欠かせません。

②の支援策を講じるとともに、農地周辺の良好な樹林地の保全を奨励したり、農薬や除草剤の適正使用などに取り組んでもらうように、啓発活動等を進めます。

農地付近に無秩序に立ち景観を阻害する要因となっている広告・看板類の適正化にも努めます。

## (2) 遊休農地の利活用

### ①農園等としての活用

遊休農地については、市民農園、体験農園など、レクリエーション需要に応える場としての貸し出しなど、活用力策を検討・推進していきます。田植えや栽培、収穫といった農業体験プログラムを充実することも検討していきます。

小広場を付属整備することで、地域コミュニティの活動の場や市内外の人たちの交流の場の創出を図ります。

### ②暫定的な緑化の検討

農地として利用される見込みがなく、宅地転用も難しい、あるいは不適切な遊休農地のうち、特に美しい景観形成が求められるようなところでは、緑化や花を植えるなど、暫定的な緑化の可能性を検討します。

## (3) 特産農産物の利活用

### ①ハスの利活用

本市の特産農産物であるハスを最大限に活用した取り組みを展開します。

景観面で特徴的であることから、ハス田の眺望スポットを整備・紹介することや、ハス（レンコン）の収穫を体験するプログラムの充実も検討します。

### ②特産農産物のPRと啓発

貴重な田園景観を守るためにには、特産農産物の知名度をさらに向上させていくことも必要です。道の駅立田ふれあいの里を観光拠点として、ハス（レンコン）をはじめとする本市の農産特産物を市内外にPRすることに努めます。

また、市民、特にこどもたちに意識を高めてもらうための啓発活動も重要です。学校給食において特産農産物を生かしたメニュー導入を促進するなど、「食育」などの施策を進めます。

## 2. 樹林地・樹木の保全

本市には、まとまった樹林地は少ないですが、景観構成要素やビオトープとしての役割を担うため、その保全・充実に努めていきます。

### (1) 樹林地・樹木を守る仕組みづくり

#### ①保全のための法的制度の活用

特に貴重であったり特徴的であったりする緑がみられる場合には、緑地保全地区や保存樹木といった法令に基づいた区域や樹木の指定を検討します。

#### ②所有者との協定による保全

①の指定が難しい場合には、緑地や樹木の所有者と市との間で協定を締結して、維持管理のための支援対策を講じたりするなど、所有者の負担を軽減させる手法を検討します。

#### ③特色ある緑の保全

①の指定や②の協定に至らない場合でも、貴重な緑の周知・PRなどを検討しています。

「良好な植物群落等、野生生物生息地等」「良好な水辺地であり動植物生息地」「伝統的・歴史的風土を代表する緑、水辺等」「文化的意義を有する緑・水辺等」を、現況において整理しているため、当面これらを候補として取り組みを進めます。

### 3. 水辺環境の保全

木曽川・長良川をはじめとする河川のほか、用水路などを含めて、うるおいのある水辺環境を守るために取り組みを進めます。

#### (1) 水質の保全・再生

##### ①水質検査の実施

市内の河川と主要な水路などの水辺環境のうち主要な箇所については、定期的に水質検査を実施し、必要に応じて特定箇所の随時検査等の実施も検討します。

##### ②水質浄化策の推進

水質を浄化するため、自然環境の保全に向けた計画的な下水道事業や集落排水の整備、汚染防止に関わるモラル向上の呼びかけ等を図ります。

植物や貝などを用いて水質を浄化する手法も研究・開発されてきているため、その適用についても検討します。

#### (2) 河川・水路の利活用

##### (1)河川景観の保全

木曽川・長良川は、市のシンボルともいえる河川景観を形成しているため、その水質保全・向上とともに、河川沿いの樹木の保全を徹底するほか、無秩序な開発や広告物等の設置を防止するための規制・誘導・監視に努めます。

その他河川・水路についても良質な景観が形成されるように、護岸の橋などのデザインを検討します。

##### ②親水・レクリエーション機能の強化

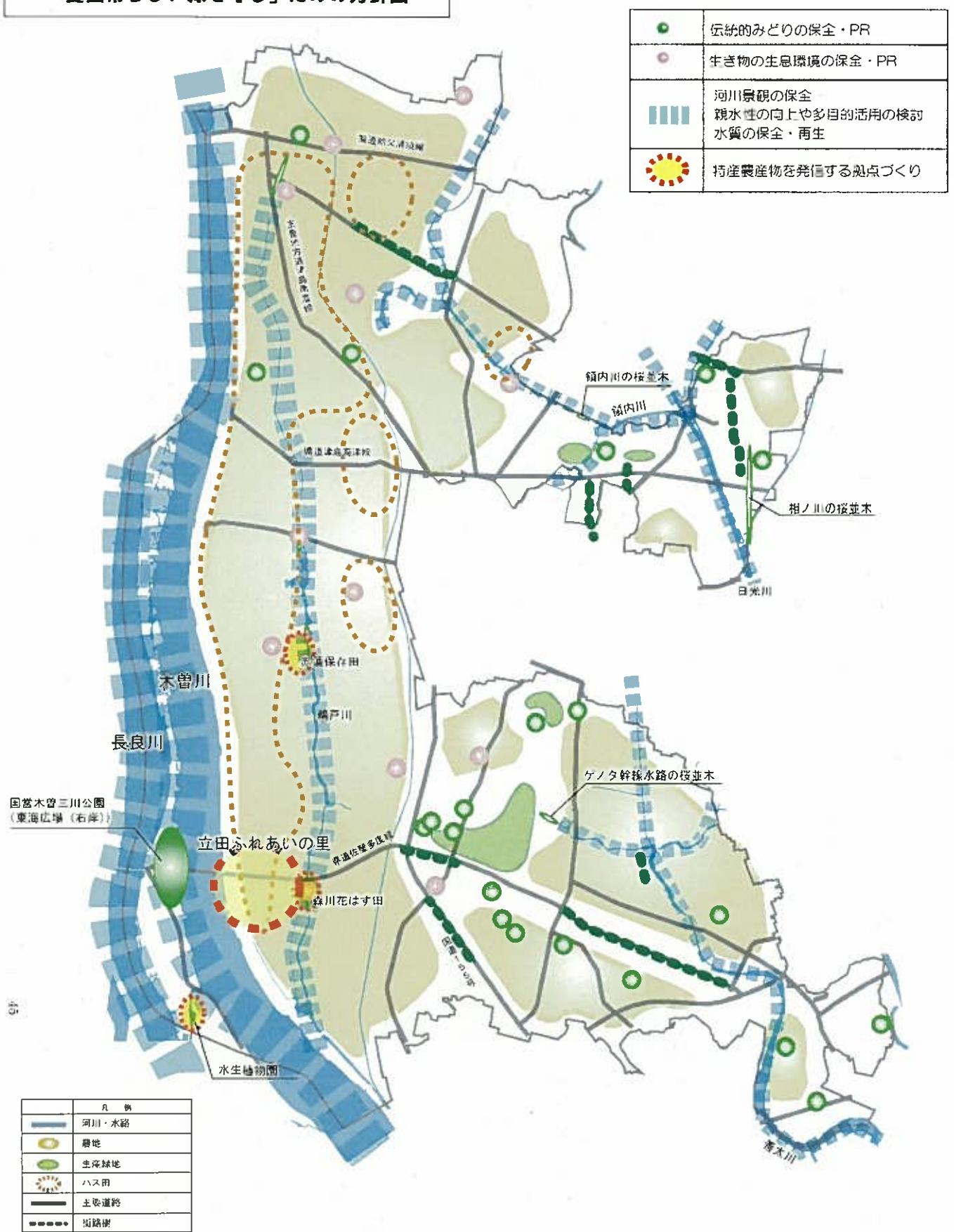
河川は、排水処理や水害防止だけでなく、自然に親しむためのレクリエーション機能も併せ持っていることから、親水性を高めるための工夫を図ります。

具体的には、垂直のコンクリート護岸を緩傾斜の多自然型の護岸に改良したり、河川沿いに遊歩道や休憩スペースを設けたり、橋に眺望のための眺望スポットを整備することなどが考えられます。

##### ③水辺空間の多目的活用

水辺空間は、②の親水やレクリエーションの機能に加えて、環境教育の場や植物の生育実験の場、ビオトープの整備など、多目的な活用を検討していきます。

## 「愛西市らしい緑を守る」ための方針図



## 5-2 「今ある緑を充実させる」ための方針と施策内容

### 1. 公園緑地の充実

市内の公園緑地について、相互のネットワーク化と適切な配置を図るとともに、様々な観点から機能の強化を図ります。

#### (1) 公園緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成

##### ①街路樹等の充実

主要道路を中心に街路樹等の充実を図ります。

並木の整備とともに、区間によっては中木や低木を組み合わせた植栽を行います。

カラフルな花で飾ることや、せせらぎを組み合わせて整備することも考えられます。

植栽にあたっては、本市の気候風土や整備する道路の特性（排気ガスの程度等）を考慮して適切な樹種を選定するものとします。

緑に包まれた「散策路」と呼べるようなものとなるように、可能な限り市街地全体でネットワーク化を図ります。

#### 【用途に合わせた樹木】

用途	選定の考え方
大気浄化作用に優れた樹木	樹木は光合成により二酸化炭素を吸収すると同時に、空気中に含まれる大気汚染物質（汚染ガス）も吸収します。住宅地や学校などは大気浄化能力が高い樹種を選択し、工場や通行量の多い沿道などは大気汚染の耐性についても考慮することになります。  【大気浄化作用に優れた樹木の例】 中低木…オオムラサキ、シテコブシ、トサミズキ、ニシキギ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウなど 落葉高木…イチョウ、エゴノキ、エノキ、クヌギ、ケヤキ、サルスペリ、シダレザクラ、センダン、ナシキンハゼ、ハルニレ、ミズキ、モモなど 常緑高木…ヤマモモなど
耐火性に優れた樹木	規模が小さくオーブンスペースを有する施設が不足している地区においては、耐火性に優れている樹木などを積極的に取り入れ、避難地・避難経路となる公園や幹線道路をみどりのネットワークでつなぐことが重要です。  【例】 キョウチクトウ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシなど

参考：大気浄化植樹マニュアル など

##### ②河川・水路のネットワークの形成

木曽川東海緑地【木曽三川公園】を活用したレクリエーション機能の充実や、日光川・善太川などにおける親水空間の整備、水質の浄化や土手の景観創出を図ることなどにより、市内の河川・水路のネットワーク化を図ります。また河川沿いの遊歩道の設置などに努めます。

## 今ある緑を充実させる 公園緑地の充実

### (2) 公園緑地の適正配置とアクセス改善

#### ①適切な公園配置の検討

都市公園が不足している地域については、児童公園等を再整備することで都市公園同等の機能充実を図るなど、地域の都市公園を充足するための手法を検討します。

#### ②公園へのアクセス向上

主要な公園については、その利用のしやすさを高めるため、そこに至る歩道整備を進めたり、バリアフリー化を図ったりするなどして、アクセスの向上を図ります。必要性に応じて、案内板などの設置も検討します。

### (3) 公園緑地の機能強化

#### ①特色ある公園づくり

本市の公園には、本市ならではの雰囲気をもたせることが望ましいといえます。シンボルカラーや市の木（マキ）・市の花（ハス）等を活かした公園づくりを推進しています。

地域特性にあった公園づくりにも留意します。

#### ②誰もが利用しやすい公園づくり

公園は、高齢社会に対応してバリアフリー化されたものとしていきます。子どもから高齢者まで、障害をもつた人も気軽に安全に利用できるように、改修や新規整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。

またベンチの設置や樹木の植栽を行うほか、外灯や足元灯、カーブミラーなどの設置を推進し、誰もが安心してくつろげる公園づくりに努めます。

#### ③公園緑地の多面的活用

公園や緑地は、幼児・子供のみならず、成人の環境教育の場としても活用を考えています。また、災害が発生した際には避難場所となり延焼遮断等の防災機能をもつことから、防災機能の強化も考慮します。

なお現在、国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鶴戸川）では、広域的なレクリエーションの拠点を目指して、各種スポーツやイベント、ディキャンプなど様々なレクリエーションを楽しむことができる場としての整備を進めています。

#### ④生き物の生息環境の保全・再生

公園や緑地の一部については、多様な生き物が生息する環境の保全・再生を目指し、ビオトープとしての機能強化を図っていきます。

## 2. 公園緑地の維持管理

緑豊かなまちづくりを進めていくため、公園や樹木、樹林地、河川など今ある緑の適切な維持管理を行っていきます。

### (1) 公園や樹木の適切な維持管理

#### ①都市公園等の維持管理

主要な交流拠点となる中央公園及び海西公園（近隣公園）、北河田公園（街区公園）などの都市公園については、利用者のニーズに対応した適正な維持管理を行います。愛西市親水公園（地区公園）については、維持管理と併せて木供用部分の整備も推進していきます。

またその他公園についても、遊具や各種設備の定期的な点検を行うなど、特に児童にとっての安全性の確保を重視していきます。

#### ②樹木調査の実施

緑地や貴重な樹木については、虫害による枝枯れなどを防ぐため、随時または定期的に樹木調査（仮称「樹木の健康診断」）の実施を検討します。

#### ③適切な樹木管理の実施

成長しすぎた街路樹や公園の樹木は、近隣住民の迷惑となるほか、交通安全や防犯の観点からも望ましくありません、視界の邪魔になる枝葉の剪定や、落ち葉の清掃などの維持管理活動を計画的・定期的に行っていきます

また剪定した枝葉については堆肥化を行うなど、リサイクルの視点も重視します。

### (2) 市民参加による公園緑地の維持管理

#### ①市民による緑化への意欲向上の促進

公園緑地の全てを行政が完全に維持管理していくことは、コストや効率などの面から考えて困難です。「協働のまちづくり」には市民の協力が不可欠なことから、緑化活動への市民の参加はとても重要です。現在、公園などの一部で町内会による除草・清掃活動や市民ボランティアによる道路の維持管理が行われています。

こうした緑の維持管理に地域住民が積極的・主体的に関わるよう、関連情報の公開・提供等により、意欲・関心を高めています。

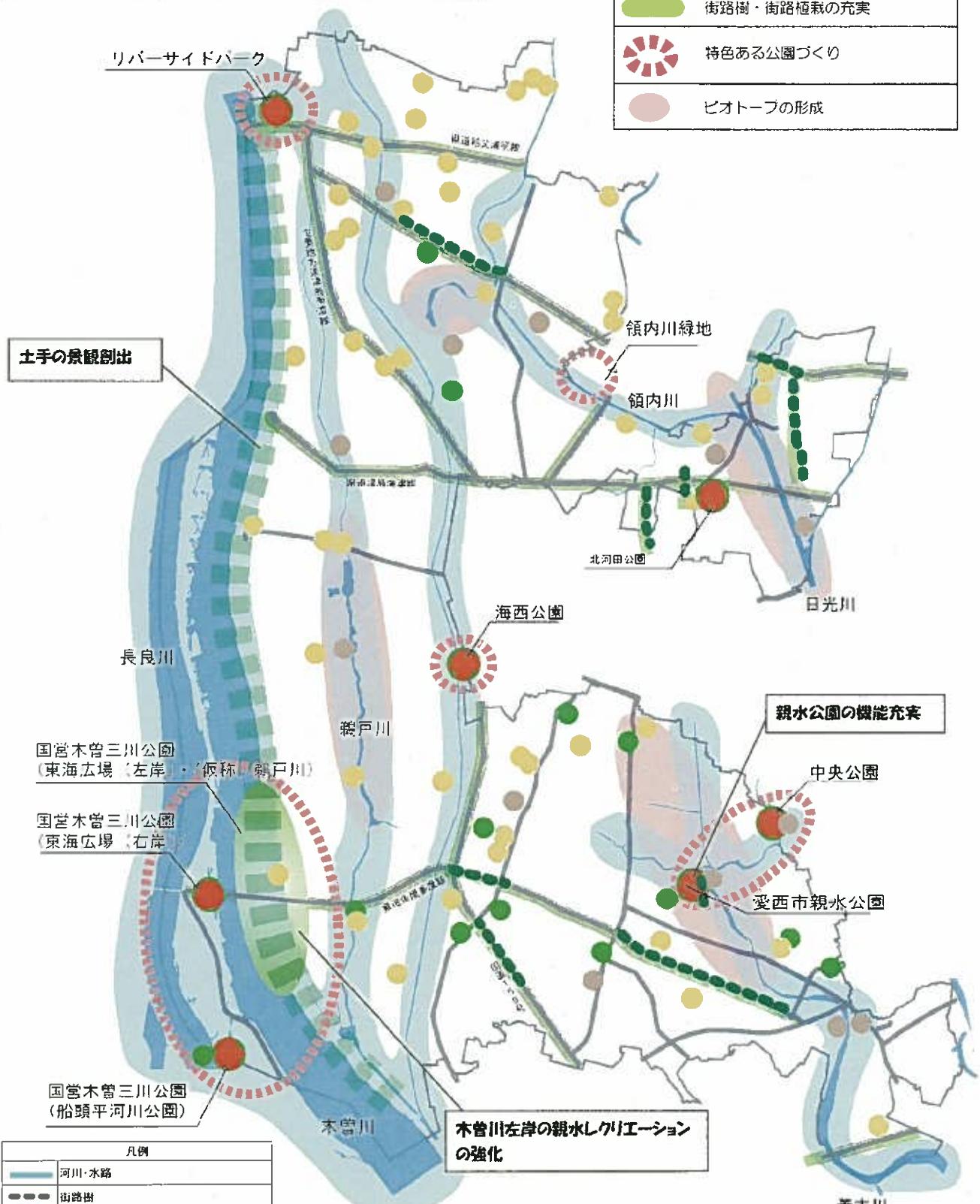
#### ②市民参加機会の拡大

啓発活動の進展とともに、公園づくりに関わる検討の場への市民の参加機会の提供や、市民団体やNPO等の組織づくりの支援を行うことなどで、市民参加の機会の拡大を図ります。

地域住民による、公園や道路、河川・水路の美化活動等が活発化し、将来的には、地域の提言と取り組みにより苗木の育成や植樹を行ったり、公園緑地を改修したり新設したりすることを目指します。

「今ある公園緑地を充実させる」ための方針図

	河川・水路のネットワークの形成
	街路樹・街路植栽の充実
	特色ある公園づくり
	ビオトープの形成



凡例	
	河川・水路
	街路樹
	都市公園
	児童遊園・その他公園・ゲートボール植物園(1,500m²以上)
	グラウンド・学校(1ha以上)
	社寺林
	主要道路

### 5-3 「市民とともに緑を創り出す」ための方針と施策内容

#### 1. 緑にふれるきっかけづくり

田園地帯に囲まれた環境にある本市にあって、緑は身近な存在ですが、意識して残し増やしていくだけの明確な意思をもつことが必要とされます。そのためのきっかけづくりを多彩なメニューで行います。

##### (1) 緑のまちづくりの普及啓発

###### ①マナー遵守の啓発

良質な緑の空間を汚すことなく残し、増やしていくための、マナー遵守に関する啓発活動を行います。

###### ②緑に関する資料の作成と公表

「緑の資源マップ」など、本市の緑の現状をわかりやすく視覚的に伝える資料やパンフレットの作成・公表を推進します。作成にあたっては、市民や事業者からの情報の活用も検討していきます。

また、市の木（マキ）・市の花（ハス）のPRも広く行っていきます。

###### ③学校教育等による緑とのふれあい促進

小学校や中学校、幼稚園、保育園等において、農業体験や、公園・緑地や水路等の

清掃活動を推進することで、緑の大切さを肌身で感じるような機会の提供を図ります。

各々の発達段階に応じた環境教育を推進します。

##### (2) 緑のイベント開催

###### ①緑化フェアや植木市などの開催

緑化フェアや植木市といった、緑関連のイベントの開催を検討します。

これらの機会を活用して、緑の重要性のPRと知識の普及に努めるとともに、実際の緑化活動を支援していきます。

周辺の都市や大都市など、他の自治体との交流事業を開催する可能性も検討していきます。

###### ②講習会の開催

農業技術の指導、環境学習、自主的に取り組める緑化の紹介など、緑に関わる各種の講習会・勉強会の開催を検討します。

講師等は、市内の人材を活用することに努めます。

## 2. 緑のまちづくりを推進する仕組みづくり

実際に緑化を推進するための前提として、体制や仕組みを充実させていきます。

### (1) 市民の活動への支援体制づくり

#### ①市民や市民団体への支援

市の広報やホームページを活用するなど緑に関する情報提供の仕組みを確立し、緑に関する市民への意識啓発と情報の共有化を図ることにより、協力体制の充実や、専門家の派遣等による技術的な支援を推進します。

#### ②市民ボランティアの育成

緑化や水質浄化などに取り組む「緑のボランティア」の育成を検討・推進します。

#### ③緑化や水循環のまちづくりに関するサービスの充実

定期的または非定期の機会を活用して、市民等に苗木や花の種の配布を行い、市民・事業者による自主的な緑化活動を支援します。植樹する場所の提供に関する相談に応じることも検討します。

剪定した枝葉の堆肥化を推進するような「緑のリサイクル」、雨水の貯留施設や地下への浸透施設といった「水循環のまちづくり」に関わる支援サービス体制の強化も検討します。

### (2) 協働の取り組み

#### ①官民連携の推進

緑のまちづくりは行政機関のみの力では十分に効果をあげることができません。上述の支援の実施とともに、公園等の草刈り、清掃、花いっぱい運動のような緑化活動等を地域住民と協働で行うことで、緑豊かなまちづくりを推進します。

また、地域別や目的別などでグループを分けて取り組むことも考えられます。

#### ②府内体制の充実

緑化や水辺環境の整備などの緑のまちづくりは、多角的視点を必要とすることから、担当部局のみならず、府内の関係所管が連絡調整を行いながら進めていく必要性が高いといえます。

そのための情報の共有化や体制整備などを検討・推進します。

### 3. 各種施設の緑化

施設緑化は、緑化スペースが限られる市街地において、ヒートアイランド現象や環境問題の緩和に寄与する効果的な取り組みと言えます。

駅周辺・学校・その他の公共公益施設（市役所、福祉センター、公民館・図書館等）・道路・住宅地・民間敷地など、緑化の対象となる施設は様々です。各々にふさわしい形態の緑化を進めていくものとします。

#### (1) 駅周辺の緑化

##### ①駅前空間の緑化

鉄道の駅前については、駅前広場の整備と並行あるいはそれに先行して、各々にふさわしい緑化を進めます。

各駅の特徴を出す「シンボルツリー」の植栽等も検討します。

緑化のための空間が不足する場合には、借地等によってそのスペースを確保していくことも検討します。

##### ②周辺部を含めた緑あふれる市街地の形成

駅周辺や住宅地も含め、市街化されている区域、今後市街化を促進する区域についても、駅前と連続性をもった並木や植栽を行うなど、可能な限り一体的な取り組みを進めます。これにより、周辺の田園地帯とは異なった、都市的なみどり環境の形成を図ります。

#### (2) 学校の緑化と多目的活用

##### ①総合的な緑化の推進

小中学校などは相当の敷地規模をもっており、既に緑化されているところが多くなっています。それらの適切な維持管理を行っていくことで、緑の保全を図ります。

児童・生徒による記念樹の植栽などの既存の活動に加えて、花壇の充実や景観に優れ遮熱効果も高いといわれる壁面緑化などを総合的に検討・推進することを検討します。

##### ②環境学習にふさわしい場としての整備

前述のように学校においては、緑とのふれあいなどを通じて、環境学習を進めています。その実践の場としてふさわしいように、多様な植物や身近な生き物とのふれあいが可能なビオトープ空間の形成などを検討・推進します。

### ③地域のレクリエーションの場としての活用

学校は、地域のレクリエーション等の場として活用されています。今後も児童・生徒の安全性の確保を図りながら、グラウンドの利活用を検討していきます。

## (3) その他の公共公益施設の緑化

### ①大規模な施設における緑化の推進

学校以外にも市内には様々な公共公益施設がありますが、市役所をはじめ、一定の規模をもつ施設については、率先して緑の保全・適切な維持管理・充実に努めています。

### ②小規模な施設における緑化の推進

小規模な施設については、十分な緑化スペースがない場合もあるため、屋上緑化や壁面緑化を含めて多面的な緑化を図るものとします。

同じ緑の量であっても視覚的に豊かに感じるような工夫も考えられることから、効果的な緑化を検討します。

## (4) 道路の緑化

### ①主要道路の整備による緑化

将来都市構造で「街路樹のネットワーク」に位置付けられている主要道路については、市や地域の目玉となるようにシンボルロードとして整備することが考えられます。

道路の緑化を推進するためにも、個性と風格のある街路樹、花壇の設置なども検討していきます。

### ②沿道空間の一体的緑化

主要道路以外の生活道路などについては、その沿道でも合わせて緑化を推進することが、まとまった緑の帯を形成するうえで有効です。

道路整備での事業と合わせて、市民の意欲・関心を向上させるようPR等に努めていくこととします。

### ③道路緑化全般の推進

一般の道路については、十分な緑化スペースが確保できないことも多くなっています。路線によっては、歩行者専用道路としての緑化や、歩行者と自動車の通行空間を融合させた「コミュニティ道路」としての整備も考えられます。

## (5) 住宅地の緑化

### ①統一的緑化と個性的緑化との両立

実のなる樹木や本市の気候風土に見合った樹木などを中心に、市内の街路樹を統一したり、民有地の緑化に適切な樹種のアドバイス等を行ったりすることにより、統一的な緑の風景の創出に努めます。

一方で、地域ごとに個性をつけることできめ細かく個性を打ち出していくという手法も考えられます。

今後の実際の取り組みにあたっては、地域の状況によって個別に検討・推進していくものとします。

### ②生垣化の推進

生垣は、街並み景観の創出や火災時の延焼防止効果などをもっているため、宅地の内部のみならず、市街地を中心に生垣化を推進します。

生垣化のPRを進めるとともに、具体的な推進策についても検討していきます。

### ③緑化に関するサービスの充実

前述した苗木や花の種の配布、剪定した枝葉の堆肥化支援など、住宅地の緑化に関するサービスの充実を検討・実施します。

## (6) 民間企業敷地などの緑化

### ①産業系用地の緑化の推進

弥富 IC（インターチェンジ）周辺及び佐織東部地域は「産業拠点」として位置付けられており、その事業推進にあたって緑化に配慮します。

### ②工場外周部の緑化の推進

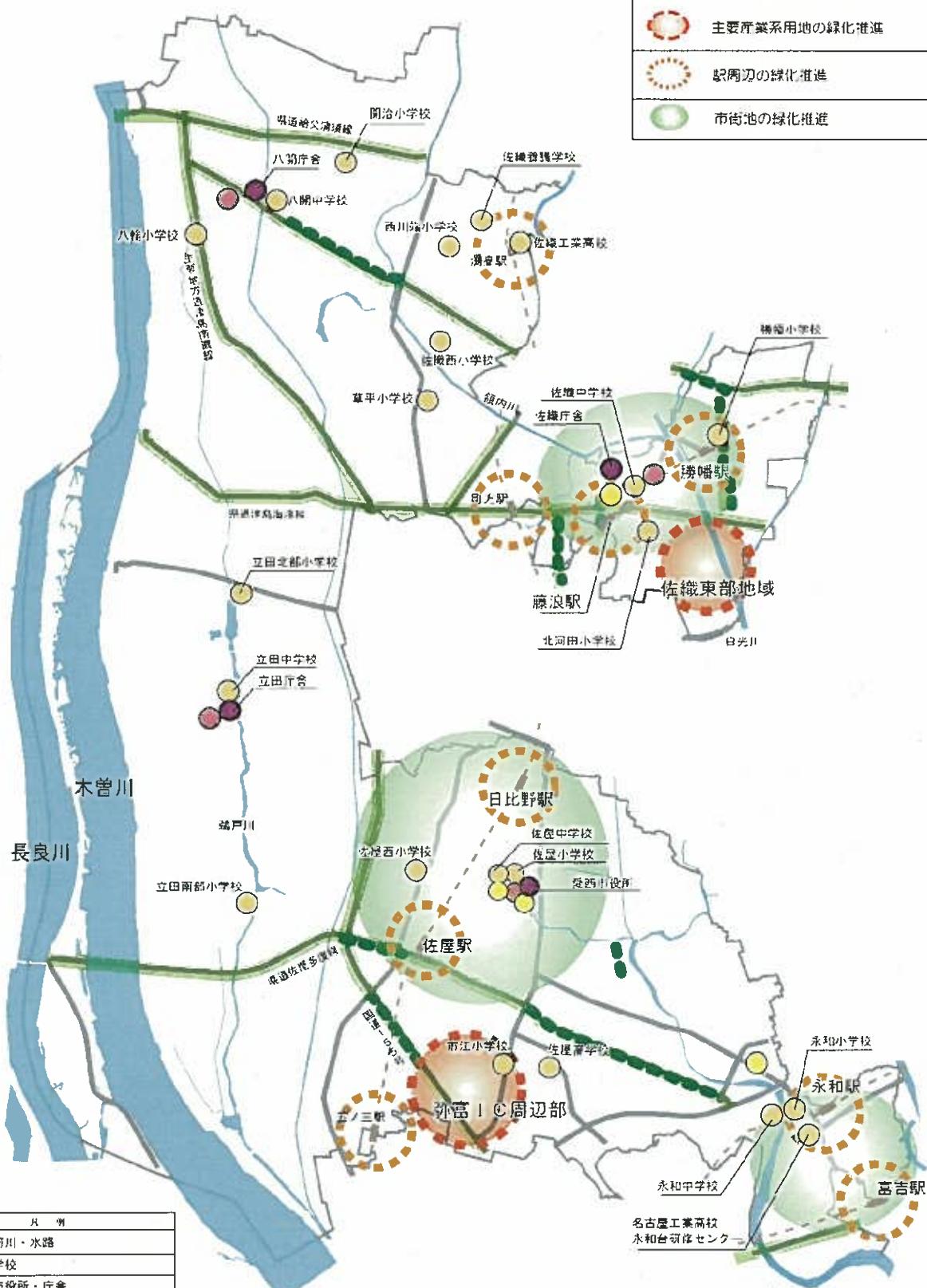
工場の外周部については、環境保全と景観向上の両面から特に緑化が必要とされます。大規模な工場については、一定の緑化が法律で義務づけられていますが、それ以外の工場についても可能な限り周辺緑化を推進するため支援策を検討していきます。

### ③大規模な施設跡地の緑化の検討

ごみ清掃工場跡地や今後土地利用転換が想定される大規模工場跡地等については、周辺緑地の利活用を含め、土地利用の具体化に合わせて検討・推進していきます。

「市民とともに緑を創り出す」ための方針図

	主要道路の緑化推進
	主要産業系用地の緑化推進
	駅周辺の緑化推進
	市街地の緑化推進



凡例	
	河川・水路
	学校
	市役所・庁舎
	福祉センター
	公民館・図書館
	街路樹
	主要道路
	鉄道・駅